

2024年度
自己点検・評価報告書

西南学院大学

目 次

はじめに	1
第 1 章 （基準 2） 内部質保証	3
第 2 章 （基準 4） 教育課程・学習成果	24
第 3 章 （基準 6） 教員・教員組織	54

はじめに

- ・2024年度自己点検・評価の対象となる基準及び点検・評価項目、2024年度自己点検・評価報告書の構成について

2024年度は、第3期認証評価期間における自己点検・評価活動の最終年度であることから、自己点検・評価の適切性及び有効性について総点検を行うこととし、各基準について「定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」という点検・評価項目について自己点検・評価を行った。

また、基準2（内部質保証）については、第3期認証評価期間中に構築した内部質保証体制等の総点検のため、基準4（教育課程・学習成果）及び6（教員・教員組織）については、第3期認証評価期間中の自己点検・評価活動の結果を踏まえ、課題として認識している事項が複数の点検・評価項目に及ぶことから、各点検・評価項目について、網羅的に自己点検・評価を行った。

【2024年度自己点検・評価の対象となる基準及び点検・評価項目の一覧】

対象基準	対象点検・評価項目
2 内部質保証	①内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。 ②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。 ③方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。 ④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。 ⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
3 教育研究組織	②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
4 教育課程・学習成果	①授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。 ②授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。 ③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 ④学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。 ⑤成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。 ⑥学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。 ⑦教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
5 学生の受け入れ	④学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
6 教員・教員組織	①大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。 ②教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。 ③教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。 ④ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。 ⑤教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

	また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
7 学生支援	③学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
8 教育研究等環境	⑥教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
9 社会連携・社会貢献	③社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	⑥大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本報告書において、基準 2（内部質保証）、4（教育課程・学習成果）、6（教員・教員組織）については、同基準の各点検・評価項目について網羅的に自己点検・評価を行ったことから、それぞれ「1. 現状説明」、「2. 長所・特色」、「3. 問題点」、「4. 全体のまとめ」について記載している。

一方で、各基準を対象に行った「定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」の自己点検・評価の内容については、本報告書 11～16 頁の基準 2（内部質保証）「学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施」、「学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施」において記載している。

・自己点検・評価報告書における実施基準日以降の取組の記載について

2024 年度の自己点検・評価は、実施基準日を 2024 年 5 月 1 日と定め、対象期間を 2023 年 5 月 1 日から 2024 年 4 月 30 日としている。ただし、2024 年度は、大学評価（認証評価）の受審対応のため、自己点検・評価報告書の作成は実地調査を終えた 2024 年 10 月以降とした。そのため、自己点検・評価の実施基準日以降（2024 年 5 月～11 月）の取組についても、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会が確認した上で、本報告書において「なお書き」で記載している。

第1章 (基準2) 内部質保証

1. 現状説明

点検・評価項目1：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点①：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定と

その明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

<下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示>

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方

内部質保証に関する大学の基本的な考え方は、2019年度に全学点検評価委員会で審議、承認された「内部質保証の方針」において、「本学の理念・目的を達成するために、恒常的・継続的に教育・研究の質と学生の学習成果の向上を図るための体制を機能させ、その内部質保証の活動状況を公表することによって社会に対する説明責任を果たすものとする。」と定めている（資料2-1【ウェブ】）。「内部質保証の方針」は、毎年度策定している「自己点検・評価実施要領」で教職員に周知しており、学生及び社会に対しては大学ホームページにて公表している（資料2-1【ウェブ】、2-2）。

- ・内部質保証を推進するための手続き

内部質保証を推進するための体制や手続きは、西南学院大学内部質保証推進体制及び手続に関する規程（以下「内部質保証に関する規程」という。）に明示している（資料2-3【ウェブ】）。本学では、内部質保証に関する規程第2条において、内部質保証を「本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、教育研究をはじめとする本学の諸活動を適切に機能させ、それらが一定水準にあることを自らの責任で説明又は証明し、改善につなげる恒常的かつ継続的活動」と定義しており、内部質保証を適切に行うために、内部質保証に関する規程第4条及び第5条に自己点検・評価の実施を定めている。自己点検・評価は、西南学院大学自己点検・評価規程（以下「自己点検・評価規程」という。）、西南学院大学自己点検・評価規程細則（以下「自己点検・評価規程細則」という。）、西南学院大学教学マネジメント委員会規程（以下「教学マネジメント委員会規程」という。）及び2023年度の研究マネジメント委員会設置に伴い施行した西南学院大学研究マネジメント委員会規程（以下「研究マネジメント委員会規程」という。）に基づき、毎年度「自己点検・評価実施要領」を策定した上で実施しており、その結果を大学ホームページに掲載して社会に公表することで、内部質保証を推進している（資料2-4【ウェブ】～2-7【ウェブ】）。

2019年度から2022年度は、大学基準協会の示す大学基準の10項目を5項目ずつに分けて、毎年項目を入れ替えながら自己点検・評価を実施した。5項目ずつに分けて実施し

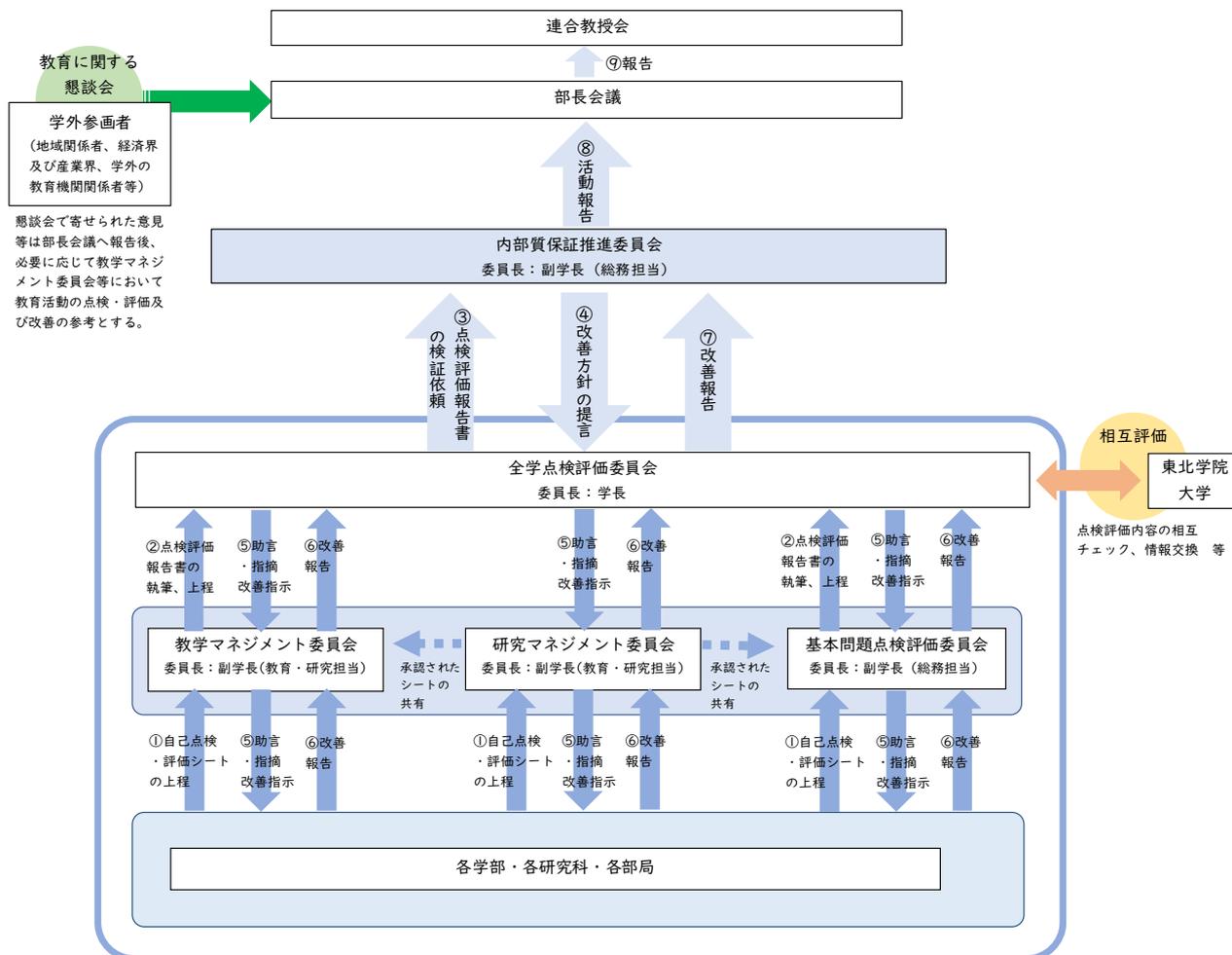
た理由は、教職員にかかる点検・評価の負担を調整し、かつ、各項目について点検・評価の実施から改善・向上までの期間を十分に確保することで、改善・向上に向けた取組を着実にを行うためである。2023年度は、大学評価（認証評価）受審の前年度であることから、大学基準の10基準すべてについて、自己点検・評価を実施した（資料2-2）。これらの手続は「自己点検・評価実施要領」にて教職員に周知している（資料2-2）。

- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

全学内部質保証推進組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担については、内部質保証に関する規程第6条において以下のとおり概要を定めた上で、その詳細を内部質保証に関する規程、自己点検・評価規程、自己点検・評価規程細則、教学マネジメント委員会規程、研究マネジメント委員会規程及び「自己点検・評価実施要領」において定めている（資料2-2～2-7【ウェブ】）。

本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、内部質保証推進委員会を設置している。内部質保証推進委員会は、本学の自己点検・評価を総括する全学点検評価委員会、各学部・各研究科・各部局の自己点検・評価の取りまとめと改善の支援を行う教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会と連携し、本学の内部質保証を推進している。教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会の下には、各学部・各研究科・各部局が位置している。各学部・各研究科・各部局は、本学の理念・目的等の実現に向けて諸活動を展開しており、それらの諸活動について自己点検・評価を行うとともに、恒常的かつ継続的な改善活動を行っている。

【本学の内部質保証推進体制図】（2024年5月1日時点）



・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学では、「内部質保証の方針」に PDCA サイクルを恒常的・継続的に運用していく旨を定めており、この方針に基づいて実際に PDCA サイクルを運用することで、本学の内部質保証を維持・向上している（資料 2-1【ウェブ】）。教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針については、建学の精神及び使命、大学及び大学院の理念・目的並びに「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程の編成・実施方針」、「入学者受入れの方針」（以下、これらを合わせて「三つの方針」という。）を起点とした PDCA サイクルを運用している（資料 2-8【ウェブ】～2-12【ウェブ】）。

PDCA サイクルの運用プロセスの概要は次のとおりであり、詳細は「自己点検・評価実施要領」に明示している（資料 2-2）。

各学部・各研究科・各部局は、本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、教育研究等の諸活動を展開しており、各学部・各研究科・各部局単位で設置している個別点検評価委員会において、各々の活動について、自己点検・評価シートを用いた自己点検・評価を行う。各学部・各研究科・各部局が作成した自己点検・評価シートのうち、教育活動に関する基本的事項については教学マネジメント委員会が、研究活動

に関する基本的事項については研究マネジメント委員会が、大学の管理運営に関する基本的事項については基本問題点検評価委員会が、自己点検・評価シートを取りまとめ及び内容の検証を行う。教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会は、研究マネジメント委員会が所管する事項の検証結果をふまえて自己点検・評価報告書を作成し、全学点検評価委員会へ上程する。全学点検評価委員会は、自己点検・評価シート及び自己点検・評価報告書の内容を、全学的観点から検証した上で承認し、内部質保証推進委員会に自己点検・評価の適切性及び有効性に関して点検・評価を依頼する。内部質保証推進委員会は、全学点検評価委員会による検証結果に基づき、自己点検・評価の適切性及び有効性の点検・評価を行い、改善方針を立案し、全学点検評価委員会に提言する。提言を受けた全学点検評価委員会は、改善方針の提言について審議し、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会に助言・指摘又は改善指示を提示し、助言・指摘又は改善指示の提示を受けた各委員会は、各学部・各研究科・各部局の改善活動を支援する。各学部・各研究科・各部局は、助言・指摘又は改善指示に基づいて改善活動に取り組み、改善の状況を、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会又は基本問題点検評価委員会並びに全学点検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会に報告する。内部質保証推進委員会は、これらの改善報告をもとに、本学における内部質保証の推進状況を確認し、確認した内容を踏まえて今後の対応について協議する。

以上のとおり、本学では、「内部質保証の方針」と連関する形で内部質保証に関する規程等を整備しており、各種規程において、内部質保証の推進に関わる組織の権限と責任を明確化するとともに、推進のための手続について具体的に定めている。「内部質保証の方針」においてはPDCAサイクルの運用を明記しており、このような方針に基づくことで、内部質保証推進委員会を中心として、本学の理念・目的、各種方針を指針とした諸活動の実施と検証、検証結果を踏まえた改善・向上、すなわち内部質保証の適切かつ円滑な推進を実現している。

点検・評価項目 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点①：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点②：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

<全学内部質保証推進組織・学内体制の整備>

本学では、2019年度に「内部質保証の方針」の策定及び内部質保証に関する規程の制定を行い、同方針及び規程に基づいて2020年度に内部質保証推進体制を刷新し、内部質保証推進委員会を中心とした体制へと移行した（資料2-1【ウェブ】、2-3【ウェブ】、2-13、2-14）。

体制を刷新する前の2019年度までは、全学点検評価委員会が、自己点検・評価の実施から結果の把握、改善に至るまでの全てのプロセスを担っていた。現在は、内部質保証に関する規程に則って、全学点検評価委員会による自己点検・評価の検証結果に基づき、内部質保証推進委員会が自己点検・評価の適切性及び有効性を検証し、改善方針を立案して、全学点検評価委員会へ提言を行っている。提言を受けた全学点検評価委員会は、提言の内容を確認した後、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会を通じて、各学部・各研究科・各部局に助言・指摘又は改善指示を行う。各学部・各研究科・各部局は、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会の支援を受けながら、助言・指摘又は改善指示に基づいて種々の改善を図り、その状況を各委員会及び全学点検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会に報告している（資料2-2）。

全学内部質保証推進組織とその他の組織等の権限・役割は、以下のとおりである。

※注…各規程において全学内部質保証推進組織とその他の組織等の名称を略称で記載している場合があるが、

本報告書においてはそれらの組織を正式名称で記載することとする。

【全学内部質保証推進組織とその他の組織等の権限・役割】

・内部質保証推進委員会

内部質保証推進委員会は、内部質保証に関する規程第7条に定めるとおり、「自己点検・評価の適切性及び有効性について点検・評価し、その結果を部長会議に報告するとともに、それらの自己点検・評価がより内部質保証に資するものとなるための改善方針等を審議し、全学点検評価委員会に提言すること」を目的とし、内部質保証に関する規程第8条に掲げる本学の内部質保証に関する業務を行う（資料2-3【ウェブ】）。

・全学点検評価委員会

全学点検評価委員会は、自己点検・評価規程第6条に定めるとおり、「本学の自己点検・評価の実施及びその結果の公表並びに学校教育法が定める認証評価への対応に関して総括し、本学の自己点検・評価活動の推進及び発展を図る」。全学点検評価委員会は、個別点検評価委員会の自己点検・評価を総括するとともに、自己点検・評価規程第7条に掲げる全学的な自己点検・評価に関する事項を処理する（資料2-4【ウェブ】）。

・教学マネジメント委員会

教学マネジメント委員会は、教学マネジメント委員会規程第1条に定めるとおり、「西南学院大学及び西南学院大学大学院における教育活動の一連のプロセス（過程）のマネジメント（管理及び運営）を通じて教育活動の内部質保証の推進を図り、もって本学の教育理念及び目的の実現に資すること」を目的として、教学マネジメント委員会規程第6条に掲げる教育に関する基本的事項を審議する（資料2-6【ウェブ】）。

・研究マネジメント委員会（2023年4月1日設置）

研究マネジメント委員会は、2023年4月1日施行の研究マネジメント委員会規程第1条に定めるとおり、「西南学院大学及び西南学院大学大学院における研究の水準及び質の向上を図るための各種事業の企画及び立案を行うこと」を目的として、研究マネジメント委員会規程第6条に掲げる研究に関する基本的事項を審議する（資料2-7【ウェブ】）。

・基本問題点検評価委員会

基本問題点検評価委員会は、自己点検・評価規程細則第7条に定めるとおり、「大学の理念、社会連携、組織、人事、財政、施設等、大学の管理運営に関する基本的事項について全学的な立場から点検・評価」を行い、「点検・評価した結果について、毎年、全学点検評価委員会に報告」し、「大学の理念、社会連携、組織、人事、財政、施設等、大学の管理運営に関する基本的事項について改善が必要と認められた場合、各部署の改善を支援」する（資料2-5【ウェブ】）。

・各学部・各研究科・各部署

各学部・各研究科・各部署は、内部質保証に関する規程第6条第3項及び第4項に定めるとおり、「教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会（2023年4月1日設置）又は基本問題点検評価委員会の支援を受け、本学の理念・目的等の実現に向けて諸活動を展開」し、「それらの諸活動が一定水準にあることを自らの責任で説明又は証明すべく恒常的かつ継続的に改善活動を行う」（資料2-3【ウェブ】）。なお、自己点検・評価規程第12条のとおり、各学部・各研究科・各部署は個別点検評価委員会を設置しており、個別点検評価委員会は、自己点検・評価規程第4条第1項に定めるとおり、「当該個別点検評価委員会が所管する事項について、自己点検・評価を行う」（資料2-4【ウェブ】）。

このように、本学では、内部質保証推進委員会が、全学点検評価委員会、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会と連携しながら、自己点検・評価の適切性及び有効性の検証、改善方針の提言から改善に至るまでのプロセスを一括して管理しており、内部質保証の円滑な推進に寄与している。

<全学内部質保証推進組織のメンバー構成>

内部質保証推進委員会のメンバー構成は、内部質保証に関する規程第9条に定めるとおりである（資料2-3【ウェブ】）。

本学の内部質保証推進委員会のメンバー構成の特長は、「公益財団法人大学基準協会の認証評価委員経験者」を含んでいる点である。2023年度においては、4名（教員3名、職員1名）の認証評価委員経験者に、内部質保証推進委員会の委員を委嘱した（資料2-15）。これらの委員は、認証評価に携わった知見等を活かし、本学の自己点検・評価を客観的な視点で検証した上で、改善方針の立案及び提言を行っている。

以上のとおり、本学では、2019年度に「内部質保証の方針」の策定や手続の整備（規程化）を行い、2020年度から、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として内部質保証推進委員会を設置している。内部質保証推進委員会は、全学点検評価委員会、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会と連携しながら、本学におけるPDCAサイクルの運用を一括して管理しており、本学の内部質保証を牽引している。

点検・評価項目3：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点①：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点②：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点③：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点④：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点⑤：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点⑥：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点⑦：点検・評価における客観性、妥当性の確保

<学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定>

学部の三つの方針策定のための全学としての基本的な考え方は、西南学院大学教学マネジメントガイドライン（以下「教学マネジメントガイドライン」という。）に明記している。教学マネジメントガイドラインにおいては、本学の建学の精神及び使命、大学・研究科の理念・目的と、三つの方針を整合させるとした上で、それぞれの方針の内容について、全学統一で策定する事項と各学位課程の特性に応じて策定する事項を明示した上で、ふまえるべき点や表記のルール等について、基本となる考え方をまとめている（資料2-16～2-18）。

なお、研究科においても、三つの方針策定のための全学としての基本的な考え方である「大学院の3つの方針の策定に関する基本的な考え方」を策定した（資料2-19、2-20）。

本学では、2021年度に、教学マネジメント委員会の下、大学全体の三つの方針を策定し、大学全体の三つの方針と整合するように、各学科の三つの方針の見直しを行い、2023年度から運用している（資料2-11【ウェブ】）。大学院においても、2021年度に、大学院FD委員会及び大学院委員会が中心となって、大学院全体及び各研究科・専攻の三つの方針の全面的な改正を行い、2022年度から大学院のホームページにて公表している（資料2-12【ウェブ】）。これら三つの方針の見直しを含む、教学改革の過程において決定された教学マネジメントに係る基本的考え方や方針等について、本学の教学改革を継続して実施するために使用することができるように、2022年10月に教学マネジメントガイドラインを策定した。

2023年3月には、教学マネジメント委員会において、教学マネジメントガイドラインに定める三つの方針策定のための全学としての基本的な考え方と、大学全体及び大学院全体の三つの方針との整合性を改めて検証し、大学全体・大学院全体の三つの方針が、本学の建学の精神及び使命、大学・研究科の理念・目的に沿った形で、相互に関連しながら一体的に策定されていることを確認した（資料2-21、2-22）。

<方針及び手続に従った内部質保証活動の実施>

本学では、「内部質保証の方針」、内部質保証に関する規程、自己点検・評価規程、自己

点検・評価規程細則、教学マネジメント委員会規程及び研究マネジメント委員会規程に基づき、毎年度「自己点検・評価実施要領」を策定した上で自己点検・評価を実施し、その結果を大学ホームページに掲載して社会に公表することで、全学的な内部質保証の推進に取り組んでいる（資料 2-1【ウェブ】～2-7【ウェブ】）。

<全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み>

内部質保証推進委員会を中心に据えた PDCA サイクルを機能させるために、本学では、全学点検評価委員会、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会、基本問題点検評価委員会及び個別点検評価委員会を設置している（資料 2-3【ウェブ】～2-7【ウェブ】）。

全学点検評価委員会は、全学的観点から自己点検・評価の内容の検証を行っている。この検証結果に基づき、内部質保証推進委員会が自己点検・評価の適切性及び有効性を検証して、改善方針の立案及び全学点検評価委員会への提言を行う。全学点検評価委員会は、提言をもとに助言・指摘又は改善指示という形で、各学部・各研究科・各部局へのフィードバックを実施する。

教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会は、全学点検評価委員会の下、各学部・各研究科・各部局の自己点検・評価の内容を、教育活動に関する基本的事項、研究に関する基本的事項及び大学の管理運営に関する基本的事項に分け、検証を行っている。また、全学点検評価委員会から提示を受けた助言・指摘又は改善指示をもとに、各学部・各研究科・各部局の改善を支援している。

各学部・各研究科・各部局は、本学の理念・目的や三つの方針等に基づいた諸活動を実施し、学部単位等で設置している個別点検評価委員会において、自らの活動に対する点検・評価を定期的に行っている。自己点検・評価の結果抽出された問題点に対しては、改善・向上に取り組み、その改善状況について、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会又は基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会へと報告している。

このように、本学では、内部質保証推進委員会による検証・管理の下、全学点検評価委員会、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会、基本問題点検評価委員会及び個別点検評価委員会が連携しながら、各学部・各研究科・各部局の教育研究等の諸活動を点検・評価しており、その結果をもとに、恒常的かつ継続的な改善活動を行っている。

また、2022 年度は、新型コロナウイルス感染症の流行状況に合わせて、内部質保証推進委員会や全学点検評価委員会をオンラインで開催し、感染拡大期においても PDCA サイクルを適切に運用できるようにした。

<学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施>

<学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施>

各学部・各研究科・各部局は、本学の建学の精神及び使命、大学・研究科の理念・目的、三つの方針に従って教育研究等の諸活動に取り組んでおり、これらの活動について、全学点検評価委員が毎年作成する「自己点検・評価実施要領」に則り、自己点検・評価を実施している（資料 2-2）。2023 年度においては、大学評価（認証評価）受審の前年度であるこ

とから、大学基準の10項目すべてについて自己点検・評価を実施した（資料2-2）。

具体的な実施方法について、各学部・各研究科・各部署は、自己点検・評価シートを用いて、資料に基づいた自己点検・評価を行っている。自己点検・評価シートには、大学基準協会が例示している「評価の視点」、「評価者の観点」及び「記述の注意点」をもとにした自己点検・評価回答項目を設けている。各学部・各研究科・各部署による自己点検・評価結果（案）は、個別点検評価委員会において検証がなされ、その検証結果は、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会又は基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会による検証を経て、内部質保証推進委員会へと報告される（資料2-23～2-26）。

内部質保証推進委員会は、自己点検・評価の適切性及び有効性の検証を通して抽出された問題点に対して、改善方針の立案と提言を行っている（資料2-27～2-31）。全学点検評価委員会は、内部質保証推進委員会の提言に基づき、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会を通じて、各学部・各研究科・各部署に助言・指摘又は改善指示を行う（資料2-32～2-37）。助言・指摘又は改善指示を受けた各学部・各研究科・各部署は、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会による支援を受けながら、改善・向上に計画的に取り組み、改善状況について、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会へと報告している（資料2-38～2-42）。

・各基準における点検・評価の実施及び点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取組
2024年度は、第3期認証評価期間における自己点検・評価活動の最終年度であることから、自己点検・評価の適切性、有効性について総点検を行うこととし、各基準について「定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」という点検・評価項目について確認した（資料2-43）。各基準の点検・評価の取組状況及び点検・評価結果に基づく改善・向上の取組は以下のとおりである。

なお、基準2（内部質保証）、4（教育課程・学習成果）及び6（教員・教員組織）の点検・評価の取組状況及び点検・評価結果に基づく改善・向上の取組については、本報告書における各基準の現状説明において記載している（基準2；20～21頁、基準4；49～51頁、基準6；62頁）。

【(基準2) 内部質保証】

基準2（内部質保証）の点検・評価の定期的な実施、及び点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施については、点検・評価項目5「内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」に記載している（20～21頁）。

【(基準3) 教育研究組織】

基準3（教育研究組織）について、本報告書の11～12頁に記載しているプロセスに従って点検・評価を実施している。2023年度は、基準3（教育研究組織）について、内部質保証推進委員会からの提言及び全学点検評価委員会からの助言・指摘事項は無かったため提言及び助言・指摘に基づく改善・向上の事例はないものの、各部署の自律

的な改善・向上の事例として、外国語学研究科外国語学専攻修士課程の設置が挙げられる。本学は、2020年4月の外国語学部の設置に伴い、外国語学部での新たな学びを経て大学院進学を志す学生を受け入れるために、2020年度末から文学研究科の改組について検討を重ね、2023年度に外国語学研究科の設置届出を行い、2024年4月に外国語学研究科外国語学専攻修士課程を設置した(資料2-44～2-47、大学基礎データ表1)。

【(基準4) 教育課程・学習成果】

基準4(教育課程・学習成果)の点検・評価の定期的な実施、及び点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施については、基準4(教育課程・学習成果)の点検・評価項目7「教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」に記載している(49～51頁)。

【(基準5) 学生の受け入れ】

基準5(学生の受け入れ)について、本報告書の11～12頁に記載しているプロセスに従って、点検・評価を実施している。

学部では、全学入試委員会での協議内容を踏まえ、各学部教授会及び各学科協議会において、学生の受け入れの適切性の点検・評価を実施している。具体的には、学生の受け入れ方針(以下「AP」という。)の求める学生像に明示した知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、目的意識・意欲の3つの知識・技能及び態度等を有する学生を適切に受け入れることができているかについて、企画課IR推進室と連携し検証している。検証の対象は全入学者であり、入学後の在学成績、英語力、外部機関によるアセスメントテスト結果による思考力及び学びへの意欲等、退学率、就職実績等のデータをもとに分析している(資料2-48、2-49)。上述のとおり、全学入試委員会での審議・協議内容については、各学部教授会及び各学科協議会において定期的に協議し、入試制度や体制の改善を図っている。例えば、商学部では、総合型選抜入試の選考方法について協議し、2025年度の選考方法を見直した(資料2-50、2-51)。また、各学部では、入学者選抜における志願者数、合格者数、入学後の成績動向等を踏まえ、指定校推薦の対象校を毎年見直している。

研究科では、大学院委員会及び各研究科・専攻委員会において、学生の受け入れについて、点検・評価を実施している。APの求める学生像に照らし、各研究科・専攻委員会において、入学者を選抜している(資料2-52～2-54)。また、大学院FD委員会では入学者や在学者の定員充足率の推移等の数値を用いて、入学者確保に向けた施策等について継続的に検討を進めている。具体的には、2021年度の自己点検・評価結果に基づき、2023年度から大学院の収容定員を35%削減することを決定した(資料2-55、2-56)。また、2022年度以降、継続的に大学院進学応援イベントの開催、体験入学、進学相談会、オープンキャンパスの充実、また、同窓会、学内の各関係部署との連携強化を推進している。2023年度は、進学相談会に71名、オープンキャンパスに57名の参加があった(資料2-57～2-60)。人間科学研究科臨床心理学専攻では、新たに特別選考入試を導入し、前年度と比較して、志願者数、合格者数が増加した(資料2-61、

2-62)。

【(基準6) 教員・教員組織】

基準6(教員・教員組織)の点検・評価の定期的な実施、及び点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施については、基準6(教員・教員組織)の点検・評価項目5「教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」に記載している(62頁)。

【(基準7) 学生支援】

基準7(学生支援)について、本報告書の11~12頁に記載しているプロセスに従って点検・評価を実施している。学生支援に関する自己点検・評価結果に基づく改善・向上の事例として、私立大学における合理的配慮への対応の法的義務化に伴う組織体制の検討及び構築が挙げられる。2023年度に、全学点検評価委員会は、学生課に対し、「障害者差別解消法の改正により、2024年度から、私立大学の合理的配慮への対応が、従来の努力義務から義務化される。2024年度からの私立大学における合理的配慮の義務化に伴い新たに必要とされる取組の有無を検討し、新たに必要とされる取組がある場合には、各学部・各研究科・各部局による連携を含めた組織的な実施が強く望まれる。加えて、合理的配慮の義務化に向けた当該取組について追記することが強く望まれる。」旨の助言・指摘を行った(資料2-33)。自己点検・評価結果に対する対応・改善状況管理シートNo.48のとおり、この助言・指摘に基づき、学生部会議において、組織体制や合理的配慮の提供フローの再構築、規程の整備に向けて検討を進めた(資料2-63~2-65)。学生部会議からの提案に基づき、部長会議において西南学院大学障がいのある学生に係る合理的配慮の提供に関する規程及び西南学院大学合理的配慮の提供における検討委員会規程の制定を承認し、西南学院大学合理的配慮の提供における検討委員会及び西南学院大学合理的配慮の提供における調停委員会を設置するとともに、合理的配慮の支援範囲や申請手続きの流れ等を定め、2024年度から各学部・各研究科・各部局が連携し、組織的に対応することを決定した(資料2-66~2-68)。

【(基準8) 教育研究等環境】

基準8(教育研究等環境)について、本報告書の11~12頁に記載しているプロセスに従って点検・評価を実施している。2023年度は、基準8(教育研究等環境)について、内部質保証推進委員会からの提言及び全学点検評価委員会からの助言・指摘は無かったため提言及び助言・指摘に基づく改善・向上の事例はないものの、各部局の自律的な改善・向上の事例として、講義教室(演習教室等の一部を除く)におけるWEBカメラの設置が挙げられる。教務課及び学生課において、2024年度からの私立大学における合理的配慮の義務化に伴う対応の一つとして、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により普及した様々な講義形態への対応のため、1号館、2号館、3号館及び4号館の各講義教室(演習教室等の一部教室を除く)にWEBカメラを設置することを決定した。2023年度中にWEBカメラの設置作業を完了し、教職員に周知した上で、2024年4月

から利用を開始した（資料2-69、2-70）。

【(基準9) 社会連携・社会貢献】

基準9（社会連携・社会貢献）について、本報告書の11～12頁に記載しているプロセスに従って点検・評価を実施している。2023年度は、基準9（社会連携・社会貢献）について、内部質保証推進委員会からの提言及び全学点検評価委員会からの助言・指摘は無かったため提言及び助言・指摘に基づく改善・向上の事例はないものの、各部局の自律的な改善・向上の事例として、西南子どもプラザにおける子育て支援コンシェルジュの導入が挙げられる。2022年度に本学は、福岡市から西南子どもプラザに子育て支援コンシェルジュを配置してほしいとの要請を受けた。子育て支援コンシェルジュとは、厚生労働省が推進している地域子育て支援拠点事業に則り、福岡市が子どもプラザに配置すると決めた子育て専門相談員である。当該要請を受けて、福岡市との意見交換や、他の地域の子どもプラザへの見学を行い、西南子どもプラザ運営委員会において協議した結果、地域との連携強化や、大学の専門性を子育て支援へ還元する一つの形として、福岡市内の子どもプラザをリードする立場として貢献したいという考えの下、子育て支援コンシェルジュの導入に向けて準備を進めることにした（資料2-71、2-72）。2023年度には、西南子どもプラザ運営委員会からの提案に基づき、部長会議において、2024年度から子育て支援コンシェルジュを導入することを承認し、コンシェルジュの採用や、西南子どもプラザが位置する百年館（松緑館）の一部改修を進めた（資料2-73～2-76）。なお、2024年4月1日付で子育て支援コンシェルジュとして専門コンシェルジュを2名採用し、日常的な運營業務に加えて、子育てに関する相談等に応じている（資料2-77～2-79）。

【(基準10) 大学運営・財務 第1節 大学運営】

基準10（(1) 大学運営）について、本報告書の11～12頁に記載しているプロセスに従って点検・評価を実施している。2023年度は、基準10（(1) 大学運営）について、具体的な取組みに関する提言及び全学点検評価委員会からの助言・指摘は無かったため提言及び助言・指摘に基づく改善・向上の事例はないものの、各部局の自律的な改善・向上の事例として、西南学院大学教職員のスタッフ・ディベロップメントに関する規程（以下、「スタッフ・ディベロップメントに関する規程」という。）の制定が挙げられる。本学は、スタッフ・ディベロップメントに関して、改正された大学設置基準等で求められる内容等もふまえ、改めてFDとSDの定義を明確にし、FDとSDのそれぞれに関連する規程を体系的に整備するため、2023年度に総合計画委員会において、スタッフ・ディベロップメントに関する規程の制定について審議・承認した（資料2-80、2-81）。スタッフ・ディベロップメントに関する規程では、スタッフ・ディベロップメントの定義、推進体制、実施方針及び実施内容について明示している（資料2-82）。

監査プロセスの適切性

大学運営については、定期的な自己点検・評価の他にも、学校法人として、学院の業務の適正化及び効率的な運営に資するために監事監査、会計監査人監査、内部監査を毎

年実施している。

監事監査については、学校法人西南学院寄附行為第22条及び学校法人西南学院監事監査規程に基づき本学校法人の業務もしくは及び財産の状況又は理事の業務執行の状況について、監事による監査を毎年行い、その結果を大学ホームページにて公開している

(資料2-83【ウェブ】～2-89【ウェブ】)。監事は、年度初めに作成した監査計画書に基づき書面監査及び実地監査を行い、当該年度の監査結果を踏まえ、監事会での検討及び協議を経て監査報告書を作成する。その後、監事は、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に監査報告書を提出し、監査の実施状況及びその結果を報告する。なお監査報告書に是正又は改善を要する事項がある場合、理事長は速やかに是正又は改善の措置を講じなければならない。監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長に意見書を提出し、理事会に報告している。

会計監査人監査については、私立学校振興助成法第14条第3項に基づき学校法人会計基準の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類が作成されているかどうかについて、外部の独立した立場である公認会計士又は監査法人による監査を毎年実施している(資料2-90～2-94)。公認会計士又は監査法人による監査の際は、求めに応じ、元帳や伝票等の必要書類を適切に提出している。

内部監査については、2008年度に内部監査室を設置し、学校法人西南学院内部監査規程及び学校法人西南学院内部監査実施細則に基づき2009年度から毎年内部監査を実施している(資料2-95、2-96)。内部監査室長は、年度ごとに監査計画書を作成し、理事長の承認を得た上で内部監査を実施している。監査担当者は、実施した内部監査の内容について監査調書に記録し、内部監査室長は監査調書に基づき監査報告書を作成の上、理事長に報告を行う。理事長は監査報告書により改善が必要と判断したときには各部署の所属長に業務改善を指示し、内部監査室長は、その後の業務改善の実施状況を毎年確認の上、理事長に報告している。

学校法人西南学院内部監査規程第15条及び学校法人西南学院監事監査規程第10条に基づき、監事、公認会計士又は監査法人及び内部監査室は、毎年5月、10月、3月の3回、三様監査連絡会議を開催し、監査計画や監査実施状況に関する情報共有、意見交換を行い、連携を図っている(資料2-84、2-95)。

<教職課程に関する点検・評価の定期的な実施>

<教職課程に関する点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施>

本学では、2022年度から教職課程の自己点検・評価を実施している。教職課程の自己点検・評価については、西南学院大学教職教育センター規程第3条及び第14条において、教職教育センターが「教職課程の自己点検評価」を行い、全学教職委員会が「教職課程の点検及び評価に関する事項」を審議すると定めている(資料2-97)。教職課程の自己点検・評価の実施体制や方法等については、「教職課程自己点検・評価実施要領」に定めている(資料2-98)。

具体的な実施方法について、上述の規程及び実施要領に則り、教職教育センターが、各学部・各研究科・各部局から提供された根拠資料や情報をもとに、教職課程自己点検・評価シートを用いて、教職課程の自己点検・評価を行い、教職課程自己点検・評価報告書(案)

を作成している。教職教育センターが作成した教職課程自己点検・評価報告書（案）については、全学教職委員会による検証を経た上で、全学点検評価委員会に報告している（資料 2-99、2-100）。

本学においては、教職教育センター主任の任期に合わせて、2年に一度、教職課程の自己点検・評価を実施し、自己点検・評価を実施しない年度においては、改善活動やデータの収集に取り組むこととしている。2022年度に教職課程の自己点検・評価を実施したため、2023年度は点検・評価を実施せず、2022年度の点検・評価結果に基づく改善活動に注力した（資料 2-101、2-102）。

<行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応>

本学では、外国語学部外国語学科の設置に伴い、2020年度から完成年度である2023年度まで文部科学省へ設置計画履行状況報告書を毎年提出することになっており、2020年度から2023年度のいずれも、文部科学省からの指摘事項はなかった（資料 2-103～2-106）。

認証評価機関等からの指摘事項について、本学では、2017年度に大学基準協会による大学評価（認証評価）を受審し、「大学基準に適合している」との認定を受けたが、同時に7項目の提言（努力課題）が付された。これら7項目については、全学点検評価委員会が担当部局を割り振って、各学部・各部局・各研究科において改善に取り組み、改善の進捗状況を全学点検評価委員会が定期的に確認している（資料 2-107、2-108）。2021年7月には、これらの改善状況を改善報告書にまとめて大学基準協会へ提出した（資料 2-109～2-111）。2022年3月30日付で、大学基準協会から改善結果の検討結果についての通知を受けたが、追加の改善事項はなかった（資料 2-112、2-113）。

<点検・評価における客観性、妥当性の確保>

学内における点検・評価の客観性、妥当性の確保については、全学点検評価委員会が承認した自己点検・評価報告書を、内部質保証推進委員会が検証することによって、第三者的視点から自己点検・評価の適切性及び有効性を検証できるようにしている（資料 2-26～2-30）。さらに、「公益財団法人大学基準協会の評価委員経験者のうちから副学長（総務担当）が委嘱する者」として、2023年度は4名（教員3名、職員1名）に内部質保証推進委員会の委員を委嘱しており、認証評価委員経験者の知見等を活かして、本学の自己点検・評価における客観性、妥当性を高めている（資料 2-15）。

学外における点検・評価の客観性、妥当性の確保について、本学は、大学基準協会による大学評価（認証評価）を受審している。2023年度は、2024年度の大学評価（認証評価）の受審に向けて、自己点検・評価報告書を作成し、大学基準協会への事前相談結果等に基づく追記を行った上で、評価資料として提出した（資料 2-114、2-115）。

また、本学は、2018年度に東北学院大学と相互評価に関する協定を締結し、2020年度から相互評価活動を行っている（資料 2-116）。2020年度は基準9（社会連携・社会貢献）のボランティアに係る項目について、2021年度は基準4（教育課程・学習成果）について、2022年度は基準2（内部質保証）について相互評価を実施した（資料 2-117【ウェブ】～2-119【ウェブ】）。2023年度の相互評価活動においては、両大学の学長や副学長等の執行部に

よる情報交換会を2回開催し、今後の改善・向上に役立てるべく、2021年度及び2022年度相互評価結果で改善を要するとして提言された事項（課題）に関して、両大学の対応・改善状況を相互に確認したほか、認証評価、内部質保証に関する取組についての情報交換、意見交換を行った（資料2-120【ウェブ】）。相互評価結果については、全学点検評価委員会及び内部質保証推進委員会に報告した上で、大学ホームページを通じて社会に広く公表している（資料2-119【ウェブ】、2-121～2-123）。相互評価結果に基づく改善・向上の実施について、2021年度までは、関係部局を中心に自律的な改善・向上に取り組むこととしていたが、2022年度から、相互評価結果で示された課題については、内部質保証推進委員会が改善方針の提言を策定し、諸活動の改善・向上につなげている（資料2-124～2-129）。

加えて、本学では、本学の教育活動等の取組に関して、地域社会及び産業界等の学外関係者との懇談及び意見聴取を通じ、本学の教育活動等の客観的な検証及び改善並びに適切性の確保に資することを目的として、2023年度から教育に関する懇談会を設置している（資料2-130～2-133）。2023年9月には、本学の入試制度及び入学者動向、本学の共通教育（特に初年次教育）をテーマに教育に関する懇談会を実施した（資料2-134、2-135）。

これらの取組を通して、本学における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めることとしている。

以上のとおり、本学では、三つの方針策定のための全学としての基本的な考え方を設定した上で、教育研究等の諸活動に取り組んでおり、それらの活動について、各種規程や実施要領に則り、毎年自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の結果は、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会による内容の検証を経て、内部質保証推進委員会へと報告される。内部質保証推進委員会は、自己点検・評価の適切性及び有効性の検証を行った上で、改善方針の提言を策定し、各学部・各研究科・各部局による諸活動の改善・向上へとつなげている。2017年度に受審した認証評価における指摘事項については、適切に対応しており、東北学院大学との相互評価や教育に関する懇談会を実施する等、学外の視点を積極的に採り入れることで、点検・評価における客観性、妥当性も確保している。このように、本学の内部質保証システムは有効に機能しており、教育研究の質向上に寄与している。

点検・評価項目 4：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点①：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点②：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点③：公表する情報の適切な更新

<教育研究活動、自己点検・評価結果、教職課程に関する点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表>

教育研究活動情報については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、大学ホームページの「情報公開－教育研究基本情報」において、法令により定められている事項を漏れなく公表している（資料 2-136【ウェブ】）。また、教育プログラムについては、「教育研究－教育プログラム」において、情報をわかりやすくまとめ、2023 年度から適用を開始した新教育課程や、2023 年度から設置したラーニングサポートセンター等についても、周知を行っている（資料 2-137【ウェブ】、2-138【ウェブ】）。自己点検・評価結果については、大学ホームページの「情報公開－自己点検・認証評価」において、自己点検・評価結果、教職課程の自己点検・評価結果、認証評価結果及び東北学院大学との相互評価結果を掲載している（資料 2-139【ウェブ】～2-141【ウェブ】）。財務情報については、大学ホームページの「情報公開－事業計画・財務」において、2004 年度以降の財務に関する情報（予算書・決算書等）を公開しており、中長期における本学の財政状況の変化を確認することができる（資料 2-142【ウェブ】）。その他の諸活動の状況等についても、大学ホームページやメールマガジン、「西南学院 Letter」、大学ポートレート等で広く情報を発信し、社会に対する説明責任を果たしている。

なお、情報をスムーズに入手できるように「情報公開」のページは大学ホームページのトップ画面から 1 クリックでアクセスできるようにしており、情報の理解がしやすいようにカテゴリーごとに分けて情報を掲載している。

<公表する情報の正確性、信頼性>

<公表する情報の適切な更新>

上記の情報を含む大学ホームページの情報は、毎年 5 月の年度更新をはじめ、各部署が情報の正確性、信頼性を確認した上で、適宜最新の情報に更新している。

以上のとおり、本学は、教育研究活動、自己点検・評価結果、教職課程に関する点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等について、情報の正確性、信頼性を確認した上で大学ホームページに適切に掲載しており、社会に対する説明責任を果たしていると言える。

点検・評価項目 5：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点③：点検・評価結果に基づく改善・向上

<全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価>

本学では、内部質保証に関する規程、自己点検・評価規程及び自己点検・評価規程細則に基づき、毎年「自己点検・評価実施要領」を作成し、全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性を定期的に検証している（資料 2-3【ウェブ】～資料 2-5【ウェブ】）。

2023 年度においては、各部局が「自己点検・評価実施要領」に基づき、自己点検・評価シートの基準 2（内部質保証）の点検・評価項目に沿って、根拠資料をもとに自己点検・評価を実施した（資料 2-2）。続いて、基本問題点検評価委員会が、各部局が作成した自己点検・評価シートの内容を検証した上で自己点検・評価報告書を作成し、これらの自己点検・評価シート及び自己点検・評価報告書の内容について、全学点検評価委員会が、全学的観点から検証を行った（資料 2-25、2-26）。内部質保証推進委員会は、全学点検評価委員会の検証結果をもとに、自己点検・評価の適切性及び有効性について点検・評価し、その結果、基準 2（内部質保証）について、4 件の提言を策定した（資料 2-27～2-31）。提言を受けた全学点検評価委員会は、基本問題点検評価委員会を通じて、各学部・各研究科・各部局に助言・指摘を行った（資料 2-32～2-35）。助言・指摘を受けた各学部・各研究科・各部局は、改善活動に取り組み、改善状況について、基本問題点検評価委員会及び全学点検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会に報告した（資料 2-40～2-42）。

加えて、2022 年度に東北学院大学と基準 2（内部質保証）について相互評価を実施しており、そこでの評価結果において、改善を要するとして提言された事項（課題）について、2023 年度に両大学の学長や副学長等の執行部による情報交換会を開催し、両大学の対応・改善状況を相互に確認したほか、認証評価、内部質保証に関する取組についての情報交換、意見交換を行った（資料 2-120【ウェブ】）。

<点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用>

点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用については、各学部・各研究科・各部局が用いる自己点検・評価シートに根拠資料欄を設けており、根拠資料に基づいて自己点検・評価を行うこととしている（資料 2-143～2-145）。また、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会が自己点検・評価報告書を作成する際に、根拠資料の収集を行っており、収集した根拠資料については、全学点検評価委員会及び内部質保証推進委員会において検証している（資料 2-146、2-147）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

基準 2（内部質保証）の点検・評価結果に基づく改善・向上については、内部質保証推進委員会が中心となり、全学点検評価委員会、基本問題点検評価委員会及び各部局と連携し

ながら、改善・向上に取り組んでいる。

点検・評価結果に基づく改善・向上の事例として、2022年度においては、「2022年度相互評価報告書」に基づき、内部質保証推進委員会が提言を示し、提言を受けた全学点検評価委員会が「内部質保証推進委員会及び全学点検評価委員会、教学マネジメント委員会、基本問題点検評価委員会、その他の個別点検評価委員会の権限と役割、メンバー構成に関する情報を整理した上で、相互牽制機能をより一層働かせることができる内部質保証推進体制の検討が望まれる」との助言・指摘を行った（資料 2-148）。自己点検・評価結果に対する対応・改善状況管理シート No. 13 のとおり、この助言・指摘に基づき、相互牽制機能をより一層働かせることができる内部質保証推進体制の検討にあたり、各委員会の権限と役割、メンバー構成に関する情報を収集・整理した結果、一部の個別点検評価委員会において、個別点検評価委員の未選出、個別点検評価委員会の未開催や議事録等の欠如といった問題があることが明らかとなった。そこで、内部質保証推進委員会が中心となって対策を協議し、各学部・各研究科・各部局に対し、2023年度自己点検・評価実施にあたり、個別点検評価委員の選出及び選出に関する申合せの明文化、委員会の開催及び議事録の作成を行うように改善を依頼した（資料 2-149～2-156）。依頼後、2023年10月から2024年2月にかけて、内部質保証推進委員会が各個別点検評価委員会の改善状況を調査し、これらの改善が完了したことを確認した（資料 2-157～2-159）。

相互評価結果に基づく改善・向上の事例について、2022年度における東北学院大学との相互評価では、「2022年度相互評価報告書」に基づき、東北学院大学から、「学外者による外部的な評価体制を導入する等、より客観性を増した点検・評価体制の構築の検討」について助言が示された（資料 2-123）。これに基づき、2023年3月から学外者による質保証推進制度の導入について検討を開始し、2023年度から教育に関する懇談会を設置した（資料 2-160～2-168）。

その他の取組として、本学では、社会情勢等の変化や学内における諸活動を踏まえて、適宜内部質保証推進体制の見直しを行っている。例えば、2023年度からは、本学の内部質保証推進体制に研究マネジメント委員会を組み入れ、研究に関する質保証を推進している（資料 2-169、2-170）。内部質保証推進委員会のメンバー構成についても適宜見直しを行っており、2023年度には、教学マネジメント委員会の所管事務局として入試・国際・教育推進部事務部長を、研究マネジメント委員会の所管事務局として学術支援部事務部長及び学術研究所事務室長を内部質保証推進委員会のメンバーに新たに加えた。

また、2022年度は、内部質保証推進委員会において、本学の自己点検・評価活動の課題点を洗い出し、自己点検・評価の有効性、適切性をより一層高めるために、教職員説明会の開催や自己点検・評価シートの様式の見直し等の改善策を検討した（資料 2-171～2-173）。これらの改善策に基づき2023年3月に自己点検・評価及び認証評価に関する教職員向け研修会を実施し、2023年度自己点検・評価シートの様式を改訂した（資料 2-174～2-177）。

以上のとおり、本学では、内部質保証システムの適切性について、基準2（内部質保証）の点検・評価項目に基づいて、資料をもとに定期的に自己点検・評価を実施し、自己点検・評価及び相互評価の結果を内部質保証システムの改善・向上に結び付けている。

2. 長所・特色

本学では、「内部質保証の方針」及び内部質保証に関する規程等に基づき、内部質保証推進委員会が中心となって、全学点検評価委員会、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、各学部・各研究科・各部局と役割を分担しながら、自己点検・評価の適切性及び有効性の検証、改善方針の提言から改善に至るまでのプロセスを一括して管理している。

さらに、本学では、東北学院大学との相互評価の実施により、自己点検・評価の適切性を客観的に評価するとともに、教育研究等の諸活動のさらなる改善・向上につなげている。例えば、2023年3月から、東北学院大学の助言に基づき学外者による質保証推進制度の導入について検討を開始し、2023年度から教育に関する懇談会を設置した。

以上のような工夫から、本学ではPDCAサイクルを円滑に運用できており、2020年度から2023年度の設置計画履行状況報告書に関しては、文部科学省からの指摘事項はなく、2017年度に受審した認証評価で付された努力課題に対する改善報告書においても、大学基準協会から追加の改善事項は付されていない。

3. 問題点

本学では、内部質保証のための全学的な方針、手続及び体制を整備しており、内部質保証システムは概ね有効に機能している。ただし、全学点検評価委員会を中心とする自己点検・評価の実施に責任を持つ組織と自己点検・評価の適切性及び有効性を点検・評価する内部質保証推進委員会とで構成員に重複があり、内部質保証推進委員会が自己点検・評価の適切性及び有効性の点検・評価を行うにあたり、客観的な点検・評価が行える構成員で構成できているか検討の余地がある。このことについては2022年度に全学点検評価委員会が課題と認識し、対応及び改善に取り組んでいる途上であるため、引き続き、内部質保証推進体制における各組織の権限や役割、メンバー構成及び各組織の内部質保証のPDCAサイクルにおける責任の所在について整理し、自己点検・評価の客観性を確保するよう努める必要がある。

4. 全体のまとめ

内部質保証のための全学的な方針及び手続の明示については、「内部質保証の方針」、内部質保証に関する規程、自己点検・評価規程、自己点検・評価規程細則、教学マネジメント委員会規程、研究マネジメント委員会規程及び「自己点検・評価実施要領」を定め、大学ホームページにて公開している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制としては、内部質保証推進委員会を中心とした体制を整備しており、内部質保証推進委員には副学長や大学事務長、認証評価委員経験者を含んでいる。

内部質保証システムについて、本学の各学部・各研究科・各部局は、建学の精神及び使命、大学・研究科の理念・目的、三つの方針に基づいて教育研究等の諸活動に取り組んでおり、規程等に則り、毎年項目を入れ替えながら自己点検・評価を実施している。自己点検・評価結果に対しては、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会による内容の検証を経て、内部質保証推進委員会

による適切性及び有効性の検証を行っている。内部質保証推進委員会は、検証結果をもとに改善方針の提言を策定し、これに基づき、全学点検評価委員会が、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会を通じて、各学部・各研究科・各部局へ助言・指摘又は改善指示を行う。各学部・各研究科・各部局は、改善・向上に計画的に取り組み、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会へ改善状況を報告する。このように、本学では、内部質保証推進委員会がPDCAサイクルの運用を一括して管理する仕組みを構築しており、このことによって、内部質保証システムを有効に機能させている。また、2024年度の自己点検・評価において、各基準の点検・評価及び点検・評価結果に基づく改善・向上の取組状況を確認し、各基準において定期的に点検・評価を実施し、改善・向上に取り組んでいることを確認した。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動等の状況等については、大学ホームページにて公開し、学生及び教職員並びに社会一般に対して広く周知している。

内部質保証システムの適切性については、基準2（内部質保証）の点検・評価項目に沿って、根拠資料に基づく自己点検・評価を定期的実施し、継続的な改善・向上に取り組んでいる。2022年度には、内部質保証をテーマとして東北学院大学との相互評価を実施し、相互評価結果をもとに、学外者による質保証推進制度の導入について検討を開始し、2023年度から教育に関する懇談会を設置した。

なお、本学においては、2024年度に公益財団法人大学基準協会による大学評価（認証評価）を受審し、2024年度末に大学評価結果を受領する予定である。今後、大学評価（認証評価）の結果をふまえ、内部質保証システムのさらなる改善・向上を図っていく必要があると考える。

以上のことから、内部質保証推進体制の強化について一部課題を有するものの、内部質保証については、大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。

第2章 (基準4) 教育課程・学習成果

1. 現状説明

点検・評価項目1：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点①：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

<課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表>

学位授与方針（以下「DP」という。）は、教育の理念と目的に基づき、具体的な学修成果として修得すべき知識、技能及び態度等について、学部においては、A：知識・技能、B：思考力・判断力・表現力等、C：総合的な学習経験・創造性及びD：態度・志向性の4カテゴリー、研究科においては知識・技能、思考力・判断力・表現力等、態度・志向性の3カテゴリーに区分して整理し、授与する学位ごとに明示して設定している（資料2-11【ウェブ】、2-12【ウェブ】）。

DPは、学生が修得すべき学修成果を上述のようにカテゴリーごとに具体的に記述するとともに、特に学部にあつては主に全学共通教育を通して修得するものと主に学科専門教育を通して修得するものを、それぞれ箇条書きで示す等の表現を工夫することで、理解しやすさに配慮している。

また、本学の各学位課程の学生に共通して修得することを求める学修成果について、学士課程全体のDP、博士前期課程・修士課程全体のDP及び博士後期課程全体のDPを設定している。さらに、学部では、学士課程全体のDPと、各学位課程個別のDPとが関連し一貫性を維持できるよう、DPの改正に際する手順を策定している（資料2-11【ウェブ】、2-12【ウェブ】、4-1、4-2）。なお、大学院のDPの改正に際する手順についても、2024年度に策定した（資料2-19、2-20）。

DPについては、大学ホームページ、大学院ホームページ、西南学院大学学生便覧（以下「学生便覧」という。）、西南学院大学大学院学生便覧（以下「大学院学生便覧」という。）にて公表し、様々なステークホルダーが情報を得やすいよう配慮している（資料2-11【ウェブ】、2-12【ウェブ】、4-3、4-4）。

学士課程全体のDPの考え方及びそれに基づき策定されている具体的な例として、神学部神学科のDPは以下のとおりである。

【学士課程】

下記カテゴリーごとに養成する資質・能力を策定。共通科目については、全学部全学科同一の内容、専攻科目については、各学部・学科の教育の理念・目的及び学問分野の特性を基に策定。

区分	名称	内容
A	知識・技能	各学位課程における領域固有性の高いもの、

		具体的事象・内容に関連して獲得する実体的な資質・能力を表す。
B	思考力・判断力・表現力等	複合的な問題状況に対応する中で、高次の思考処理を経て解決に向かうための汎用的・機能的な資質・能力を表す。
C	総合的な学修経験・創造性	日頃の学びを現実場面に活かし、社会に参画する経験の中で発揮される課題解決能力及び創造性などの資質・能力を表す。
D	態度・志向性	日頃の学びや社会での経験の実体・過程の内面化により、自尊感情を伴って生き方・考え方・学び方に昇華する資質・能力を表す。
「西南学院大学教学マネジメントガイドライン」より抜粋		

【神学部神学科】

共通科目

- A-1：幅広い学問領域の基本的な概念や理論を修得し、教養としての知識・技能を身に付けることで、社会事象を多面的に理解することができる。
- B-1：学びや研究の基盤となる思考力・判断力・表現力等を獲得し、幅広い領域に活用することができる。
- C-1：修得した資質・能力を主体的に活用し、多様な人々と協働しながら実際の課題に取り組み、創造的に課題解決に向かうことができる。
- D-1：社会的課題やそれに対する学習・研究を通して、我々の生き方の指針を深く考え、自律的に真理を探究し続けることができる。

専攻科目

- A-2：聖書の学びに精通し、特にバプテストの信仰理解に精通し、信仰の歴史的・神学的問題を多面的に理解することができる。
- A-3：人文学、特にキリスト教思想・哲学・芸術を中心とする分野の知識と技能を適切に獲得・活用することができる。
- B-2：神学的思考力を備えて批判的判断を重ね、キリスト教精神を究明し、それを発信することができる。
- B-3：神学分野に関連する人文学の領域の諸科学の思考・判断・表現等の方法を獲得・活用することができる。
- C-2：神が全世界を創造されたことに応答し、被造物と共に生きることを目指して、その祝福・平安・保全に対する責任を担うことができる。
- C-3：精神文化の形成、倫理、道徳の向上に向け、広く歴史・世界に働かれる神のわざに仕える創造的な奉仕をすることができる。
- D-2：イエス・キリストの解放の福音から押し出されて、日本、そして世界における平和の創造、人権の擁護、福祉の促進を追求し続けることができる。
- D-3：キリスト教界の指導者、教会の伝道者・牧師などの専門職業人として社会に貢献する態度を身に付けている。

D-4: キリスト教精神を基盤としたリーダーシップと真摯な探求心で社会に貢献する態度を身に付けている。

また、博士課程全体の DP の考え方及びそれに基づき策定されている具体的な例として、法学研究科法律学専攻（博士前期課程）及び法学研究科法律学専攻（博士後期課程）の各 DP は以下のとおりである。

【博士前期課程・修士課程、博士後期課程】

養成する資質・能力について、各学位課程の教育の理念・目的及び学問分野の特性を基に策定。博士後期課程は、博士前期課程と比較し、専門性がより高度な知識・能力を身に付ける人の育成となることを踏まえる。

学生が課程修了時に達成すべき学修成果	
ア	専門的知識・専門的技能、責任感・倫理観
イ	思考力・判断力・表現力、研究能力
ウ	生涯を通して学び続けようとする態度

【法学研究科法律学専攻（博士前期課程）】

法学研究科博士前期課程は、法学・政治学の研究者、司法書士・行政書士等の準法曹を目指す者、専門的な法学・政治学の知識を修得し、社会の問題の解決を図る人材の育成が社会から期待されている。そうした人材を育成するために、所定の課程を修め、必要な単位を修得し、かつ研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び試験に合格し、次のような目標を達成した者に、修士（法学）の学位を授与する。

- (1) 法学・政治学に関する専門的知識を修得し、専門的技能及び研究者としての責任感・倫理観を身に付ける。
- (2) 法学・政治学的課題への関心を持ち、各種情報を適切に使用して、思考・判断・表現する研究能力を身に付ける
- (3) 社会や組織の構造を理解し、社会の一員として多様な役割を果たすことができるように、生涯を通して学び続けようとする態度を身に付ける

【法学研究科法律学専攻（博士後期課程）】

法学研究科博士後期課程は、法学・政治学の研究者、司法書士・行政書士等の準法曹を目指す者、専門的な法学・政治学の知識を修得し、社会の問題の解決を図る高度専門的職業人の育成が社会から期待されている。そうした人材を育成するために、博士前期課程・修士課程で身に付けた専門的知識・技能の応用力をさらに高め、所定の課程を修め、必要な単位を修得し、かつ研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び試験に合格し、次のような目標を達成した者に、博士（法学）の学位を授与する。

- (1) 法学・政治学に関する高度な専門的知識を修得し、専門的技能および研究者としての高い責任感・倫理観を身に付ける。
- (2) 法学・政治学的課題への強い関心を持ち、判例や学説又は昨今の政治・社会情勢を踏まえた各種情報を適切に探究・思考・判断・表現する卓越した研究能力を身に付

ける。

- (3) 社会や組織の構造を理解し、社会の一員としてより専門的な役割を果たすことができるように、生涯を通して学び続けようとする態度を身に付ける。

以上のおり、各学科及び各研究科・専攻の DP は、全学的な DP と関連し、修得すべき知識、技能及び態度等の各学位にふさわしい学修成果を明示して設定しており、大学ホームページ等において広く周知している。

点検・評価項目 2：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点①：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
評価の視点②：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

<下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表>

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

教育課程の編成・実施方針（以下「CP」という。）は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態を明示して、授与する学位ごとに設定している（資料 2-11【ウェブ】、2-12【ウェブ】）。

CP は、授業科目区分や年次進行に伴う科目配置を具体的に記述するとともに、それらを箇条書きにて示す等の表現を工夫することで、理解しやすさに配慮している。特に学部においては、DP の 4 カテゴリーごとに、教育内容及び授業科目区分等を定め、教育課程の内容をより明確にしている。

また、本学の各学位課程の教育課程の体系、授業形態及び教授法において共通する項目及び内容として、学士課程全体の CP、博士前期課程・修士課程全体の CP 及び博士後期課程全体の CP を設定している。さらに、学部においては、学士課程全体の CP と、各学位課程個別の CP とが関連し一貫性を維持できるよう、CP の改正に際する手順を策定している（資料 4-1、4-2）。なお、大学院の CP の改正に際する手順についても、2024 年度に策定した（資料 2-19、2-20）。

CP については、大学ホームページ、大学院ホームページ、学生便覧、大学院学生便覧にて公表し、様々なステークホルダーが情報を得やすいよう配慮している（資料 2-11【ウェブ】、2-12【ウェブ】、4-3、4-4）。

学士課程全体の CP の考え方及びそれに基づき策定されている具体的な例として、神学部神学科の CP は以下のとおりである。

【学士課程】

- (1) 教育課程編成・実施方針は、教育課程の編成方針及び教育課程の実施方針によって構成する。
- (2) 教育課程の編成方針の考え方は、以下に掲げるとおりとする。
 - ①卒業認定・学位授与の方針と関連し、教育課程の編成及び授業科目の配置について、全学統一で策定する。
 - ②共通科目において養成する資質・能力のための授業科目の編成及び配置について、全学統一で策定する。

<p>③各学科の専攻科目において養成する資質・能力のための授業科目の編成及び配置について、各学位課程の特性に応じ、策定する。</p> <p>④上記①～③においては、以下に掲げる点をふまえることとする。</p> <p>ア教育内容に応じた、授業科目の順次性について策定する。</p> <p>イ教育内容に応じた、必修・選択等の授業科目の位置づけについて策定する。</p> <p>(3) 教育課程の実施方針の考え方は、以下に掲げるとおりとする。</p> <p>①卒業認定・学位授与の方針と関連し、教育課程の実施方法について、全学統一で策定する。</p> <p>②共通科目において養成する資質・能力のための授業科目の実施方法について、全学統一で策定する。</p> <p>③各学科の専攻科目において養成する資質・能力のための授業科目の実施方法について、各学位課程の特性に応じ、策定する。</p> <p>④上記①～③においては、以下に掲げる点をふまえることとする。</p> <p>ア教育内容に応じた授業形態について策定する。</p> <p>イ教育内容に応じた教授方法について策定する。</p>
<p>「西南学院大学教学マネジメントガイドライン」より抜粋</p>

【神学部神学科】

編成方針

共通科目

A-1：主に人文科学、社会科学および自然科学の各分野を中心とした、学問の基本的な概念や理論を修得するための科目を、選択必修として1年次から配置する。

B-1：リテラシー領域を設け、学びと研究の基盤となる思考力・判断力・表現力を修得するための科目を、必修および選択必修として1年次および2年次を中心に配置する。

C-1：実習、演習、インターンシップ、ボランティアなどを中心とした、創造的に思考する力や他者と協働する力を修得するための基礎から発展への科目を、1年次から段階的に配置する。

D-1：ライフデザイン領域を設け、生き方の指針および学び続ける態度を修得するための科目を、必修および選択必修として1年次および2年次を中心に配置する。

専攻科目

A-2：キリスト教精神に基づく幅広い教養を身に付けるための専門基本科目及び神学を学ぶ上で不可欠なツールである古典語学や基礎的な現代語学に習熟するための古典語学・外書講読科目を配置する。

A-3：聖書学・キリスト教歴史・キリスト教神学の部門を土台として、オリエント学・西洋古典学・キリスト教文学・音楽・美術等、更には総合的な人間学を学び、幅広くキリスト教を基礎とした人文学を学修するための科目を配置する。

B-2：聖書の学びに精通するための聖書学科目及び歴史における信仰・神学の諸問題に精通し、今日の諸問題と切り結ぶための歴史神学科目を配置する。

B-3：諸学、特に人文学の諸領域の諸科学と対話しながら、人間と世界を正しく理解する力を身に付けるためのキリスト教人文学科目を配置する。

C-2：主体的自覚的な課題抽出力を磨き、コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を鍛えるための特殊科目を配置する。

C-3：キリスト教信仰の普遍性を踏まえ、国際感覚豊かな、社会奉仕の精神を持つ人となるための科目を配置する。

D-2：日本そして世界の精神文化の形成、倫理・道徳の向上、平和と福祉の促進に貢献する人となるためにキリスト教精神を身に付けるための組織神学科目を配置する。

D-3：教会の基本的な働きである伝道・礼拝・宣教・牧会などを学び、平和・人権の課題に取り組み、社会に貢献できるキリスト教界の専門職業人となるための技術を身に付けるための実践神学科目を配置する。

D-4：幅広い教養を培うため、また、実践的な課題を射程に置いた倫理的な教育を行うための科目を配置する。

実施方針

①神学分野の教育課程の編成をふまえ配置された各授業の内容に応じ、知識の理解を目的とする教育内容について、講義形式を中心とした授業形態を採るとともに、態度・志向性及び技能の習得を目的とする教育内容については、演習形式による授業形態を採ることとし、理論的な知識や技能を実務に応用する能力を身に付けることを目的とする教育内容については、実習形式や実践形式を交えた授業形態を採る。

②講義、演習ともに少人数による教育を行い、学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できる、本人の実力を育てる教育を行う。

また、博士課程全体の CP の考え方及びそれに基づいて策定されている具体的な例として、法学研究科法律学専攻（博士前期課程）及び法学研究科法律学専攻（博士後期課程）の CP は以下のとおりである。

【博士前期課程・修士課程、博士後期課程】

DP に基づき、各学位課程の学問分野の特性を基に策定。

【法学研究科法律学専攻（博士前期課程）】

法学研究科博士前期課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、コースワークとリサーチワークを適切に配置した教育課程を編成する。教育課程の体系的と構造については、カリキュラムマップで明示する。

教育課程の編成方針、教育課程の実施方針、学修成果の評価については以下のように方針を定める。

1. 教育課程の編成方針

(1) コースワークでは、高度な専門的知識・技能を修得し、論理的思考力、適正な判断力および高い責任感・倫理観を獲得する。専修科目の講義および関連する講義において、各自が専門とする、あるいは関連する学問領域における知識を学んで応用的な技能を獲得し、「専門外国語」で法学・政治学の研究のために必要な外国文献講読能力を修得する。

(2) リサーチワークでは、論文の作成に必要な発想・思考方法を養い、「論文作成法」

で法学・政治学分野の論文作成のための手法を修得し、演習の履修、指導教員による指導を受けて、専門分野において自立して適切に研究を遂行できる能力を獲得する。

2. 教育課程の実施方針

少人数型及び双方向型の授業形態を採用し、能動的学修を促し、他者と協働しながら、独自の視点に基づく研究を遂行できるようにする。

3. 学修成果の評価

学修成果に対する厳格な成績評価と単位認定を行う。各科目の評価基準及び方法はシラバスに明示する。修士論文の審査においては、審査基準を設け客観性を担保する。

【法学研究科法律学専攻（博士後期課程）】

法学研究科博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、コースワークとリサーチワークを適切に配置した教育課程を編成する。教育課程の体系的と構造については、カリキュラム・マップで明示する。

教育課程の編成方針、教育課程の実施方針、学修成果の評価については以下のように方針を定める。

1. 教育課程の編成方針

- (1) コースワークでは、「法学・政治学特別講義」を履修し、法学・政治学の体系的や国際的観点にも目配りしたより高度な専門的知識・技能を修得し、優れた論理的思考力・適正な判断力および責任感・倫理観を獲得する。
- (2) リサーチワークでは、専門科目の「研究指導」と指導教員の指導を受けて、論文の作成に必要な多角的な発想・思考方法を養い、専門分野において自立して研究を遂行できるより高度な能力を獲得する。

2. 教育課程の実施方針

少人数型及び双方向型の授業形態を採用し、能動的学修を促し、他者と協働しながら、独自の視点に基づく研究を遂行できるようにする。

3. 学修成果の評価

学修成果に対する厳格な成績評価と単位認定を行う。各科目の評価基準及び方法はシラバスに明示する。修士論文の審査においては、審査基準を設け客観性を担保する。

<教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性>

上述のとおり、CPは、DPに明示した知識、技能及び態度等を踏まえて、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分及び授業形態等を設定しており、両方針は整合している。特に、学部では、DPとCPを関連させることを念頭に置き、DPに明示した知識、技能及び態度等の4カテゴリーごとに、CPの内容を設定している。

以上のとおり、各学科及び各研究科・専攻の CP は、全学的な CP と関連している。また、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を明示して CP を設定しており、大学ホームページ等において広く周知している。

点検・評価項目3：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点①：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・授業期間の適切な設定
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点②：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置>

・CPと教育課程の整合性

各学科及び各研究科・専攻では、CPを基盤として教育課程を編成している。

各学科のCPは、上述のとおり、DPに明示した4カテゴリーごとに教育内容及び授業科目区分等を定め、教育課程の内容を明確にしている（資料2-11【ウェブ】）。さらに、カリキュラムマップを作成し、CPに設定された各項目を満たす上で必要な授業科目が過不足なく開設されているかを検証し、また、それを授業科目の開設や授業内容の検討に活用しており、CPと教育課程は整合している（資料4-7【ウェブ】）。

各研究科のCPは、編成方針、実施方針及び学修成果の評価で構成し、教育課程を構成する科目部門を説明した編成方針に基づき教育課程を編成しており、CPと教育課程は整合している。さらに、カリキュラムマップを作成し、CPに設定された各項目を満たす上で必要な授業科目が過不足なく開設されているかを検証し、また、それを授業科目の開設や授業内容の検討に活用しており、CPと教育課程は整合している（資料4-8）。

・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

学部では、1～2年次に「導入科目」等の入門的・基礎的な内容の科目、2～3年次に「専門基礎科目」等の専門的・応用的な内容の科目、3～4年次に「専門展開科目」等の実践的・発展的な内容の科目、4年次に「演習・卒業論文」等の卒業論文や卒業研究といった最終的・統合的な内容の科目を配置し、順次性及び体系性に配慮している。2023年度からは、順次性及び体系性をより明確に示す観点から、全学科において、カリキュラムツリー及び履修モデルを運用している（資料4-7【ウェブ】）。加えて、学修の順次性及び各学位課程における授業科目の位置付けや水準等を示すナンバリングを運用している（資

料 4-7【ウェブ】)。

研究科では、カリキュラムの体系化、順次性をより高めるために、カリキュラムツリーを策定している(資料 4-9)。カリキュラムマップでは、DP にて示す能力を、どの授業科目で修得することができるかを示し、カリキュラムツリーでは、各学位課程において、各授業科目がどの順で配置されているかを示している。また、履修モデルでは、獲得する能力を踏まえて、そこから想定されるキャリア形成を示し、ナンバリングでは、学修の順次性及び各学位課程における授業科目の位置付けや水準等を明示している(資料 4-10、4-11)。これらの資料は、新学期ガイダンスにおいて提示するほか、各教員による授業や学生指導においても活用している。各科目の位置付けを学生に理解させる効果があり、授業を提供する側も関連する科目の役割分担が明確となっている。

- ・授業期間の適切な設定

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(2012年8月28日 文部科学省中央教育審議会答申)」の観点から、より柔軟かつ多様な授業設計が可能となるよう、2022年度から、1コマの授業時間を90分から100分に変更し、授業期間を半期15週から14週に変更している(資料 4-12～4-14)。

- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定

西南学院大学学則(以下「学則」という。)第11～14、17、25条、履修規程30、32条、西南学院大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第11～14、45条及び西南学院大学大学院研究科規則(以下「研究科規則」という。)第6条において定める単位制度に則り、授業時間数や事前事後の学修時間を踏まえ、授業科目の種別に応じて単位を設定している(資料 2-9【ウェブ】、2-10【ウェブ】、4-15、4-16【ウェブ】)。

- ・個々の授業科目の内容及び方法

- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)

- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

学部では、学則第15、19～21条及び別表第1、研究科では、大学院学則第12～16条及び別表第1において、教育課程、授業科目及び単位について明示している(資料 2-9【ウェブ】、2-10【ウェブ】)。

授業科目とDPとの関係性を明示するカリキュラムマップにより、課程修了時の学修成果と授業の到達目標との関係性を明確化している。それを踏まえ、個々の授業科目の内容及び講義形式や演習形式等の授業方法を決めている(資料 4-3、4-4、4-7【ウェブ】、4-8、4-17【ウェブ】)。

また、各学位課程にふさわしく養成する人材像や想定される進路先ごとに、必修科目あるいは選択科目等の授業科目の位置付けを含めたうえで、履修モデルを運用している(資料 4-7【ウェブ】、4-10)。

各学位課程において、当該学位課程の特性や専門分野の学問体系に配慮したうえで、DP及びCPに基づき授業科目の位置付けや年次配当を決定し、各学位課程にふさわしい

教育内容を設定している。

例えば、神学科では、キリスト教神学の4つの部門である聖書学、歴史神学、組織神学及び実践神学を幅広く、また深く学ぶことができるよう構成されている。具体的には、1・2年次向けの専門基本科目において、「旧約概論 A/B」、「新約概論 A/B」を必修としているほか、古典語学・外書講読科目、聖書学科目、歴史神学科目、組織神学科目、実践神学科目、キリスト教人文学科目と諸分野にわたって、各自のレベルに応じて様々な科目を履修できる教育内容としている（資料 4-18【ウェブ】、4-19【ウェブ】）。

また、法学研究科博士前期課程では、基礎法学、国内法学、国際法学、政治学、国際政治学の分野を広く網羅し、学生は自らの専攻分野を定め、担当指導教員の研究・論文指導を受けるとともに、広く他分野を受講し、指導を受けることができる（資料 4-20【ウェブ】、4-21【ウェブ】）。

・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）

学部では、高校から大学への教育を円滑に進めるための初年次教育を実施している。高大接続の観点から推薦入試等の年内入試合格者に対して、各専門分野に応じた課題提示や学習講座の受講指示等を行い、適宜コメントを出している（資料 4-22）。また、1年次には入学後の履修指導の他、基礎演習や入門科目による各学問分野の基礎的な概念・知識の修得を通じて、2年次以降の専攻科目の本格的な学修へのスムーズな移行を目指している。こうした学修の進め方については、学生便覧の各学科の履修指導のページにおいて説明している（資料 4-3）。

・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）

学部では、共通教育について、基幹科目と教養科目の大区分を設け、基幹科目のなかにライフデザイン領域科目及びリテラシー領域科目、教養科目のなかに人文科学、社会科学、自然科学及び超域科学をそれぞれ区分し、授業科目を配置している（資料 4-3）。なお、グローバル社会で多様な人々と共生する教養豊かで創造性を備えた人物を養成するため、Global Liberal Arts の部門の設置を承認し、2025年度から開設することとしている（資料 4-23、4-24）。

専攻科目では、専門領域に関する理論や知識を修得するための科目及び専門的知識を深め研究法を学ぶための科目を設け、カリキュラムツリー及び履修モデルに示すとおり、順次性を確保しつつ、専門分野の学問体系を考慮して教育課程を編成している（資料 4-7【ウェブ】）。

・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）

研究科では、博士前期課程・修士課程全体の三つのポリシー及び博士後期課程全体の三つのポリシーを踏まえ、各研究科・専攻が開設する授業科目をコースワーク科目、リサーチワーク科目に分類し、大学院学生便覧にて明示している。さらに、2022年度から博士後期課程にコースワーク科目（「特別講義」）を設置し、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育を実施している（資料 4-4）。

・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

教学マネジメント委員会は、各学部・各研究科における教育課程の編成について、現状の検証及び問題点の抽出を促し、自己点検・評価結果について取りまとめ、全学点検評価委員会へ報告するとともに、内部質保証推進委員会からの改善方針の提言を受け、教学事項に関する意思決定を行い、各学部・各研究科に対して改善対応に関する助言や支援を行っている（資料 2-23、2-38、4-25、4-26）。

特に、学部では、その教育課程の編成について、教学マネジメントガイドラインを策定し、各学部の教育課程を施行するための見直し（以下「教育課程の見直し」という。）の進捗を確認することによって、教育課程の編成を運営・支援し、その適切性を担保している（資料 4-27～4-29）。

全学点検評価委員会及び内部質保証推進委員会は、本学内部質保証に関する各規程を根拠として、上記の体制に関する適切性を検証している。

<学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施>

学生の社会的及び職業的自立を図り、適切な科目選択が可能となるように、大学ホームページにてキャリアガイダンスを、学生便覧にて教養科目と専門科目を含めた履修モデルや資格取得に関わる科目要件等を示している（資料 4-3、4-30【ウェブ】）。例えば、心理学科では、公認心理師、社会調査士に関する学生便覧等における履修案内や、授業外の独自の活動としてキャリアトーク講座、内定者報告会と心理学科就活フェス、キャリアデザイン講座、エントリーシート作成・業界企業研究講座等を実施している（資料 4-3、4-30【ウェブ】、4-31【ウェブ】）。なお、デジタル社会で、データ分析・解釈を通じて、新たな価値を創造できる人物を養成するため、データサイエンス副専攻プログラムを 2025 年度から開設することとしている（資料 4-32、4-33）。また、2023 年度に新設した「ライフデザイン基礎」、「ライフデザイン応用」からなるライフデザイン科目のうち、「ライフデザイン基礎」においては、広くキャリアに関する諸理論やツールを活用しながら、理想の生き方の実現に向けた学生生活の目標と行動計画を立てることができるようキャリア教育を実施し、学修ポートフォリオ等の活用を通じた自律的な学修行動を促していることから、卒業要件上、選択科目としている同科目の取扱いについて、必修化ないしは選択必修化の可能性について協議を進めている。（資料 4-34【ウェブ】～4-36）。

以上のとおり、CP に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、学生が学修成果を十二分に修得できるよう、教育課程を体系的に編成している。

点検・評価項目4：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点①：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数【学士】
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施【修士】【博士】
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

<各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置>

CPに対応し、知識の理解を目的とする教育内容は講義形式、態度・志向性及び技能の修得を目的とする教育内容は演習形式、理論的な知識及び技能を実務に応用する能力を身に付けることを目的とする教育内容は実習形式及び実践形式といった教育方法を採用する等、CPと教育方法は、整合している（資料2-11【ウェブ】）。

また、教育研究上の目的及び課程修了時に求める学修成果に応じて、上記に示す授業形態及び教育方法以外に、演習科目や実習科目を中心に、学生が主体的に関与するディスカッションやディベート、グループワーク、ロールプレイといったアクティブ・ラーニングの手法を採り、修得した知識・技能等の転移を図る授業内容及び教育方法を展開している（資料2-11【ウェブ】）。

研究科では、CPに対応し、教育研究上の目的及び課程修了時に求める学修成果に応じて、コースワークにおいては、学修の基礎を備えた専門的知識・技能や関連分野の基礎的素養を獲得するための講義形式を導入している。また、リサーチワークにおいては、専門分野における思考力・判断力・表現力を向上させ、研究の素養と姿勢を養成するための演習形式を導入しており、このように、CPと教育方法は整合している（資料2-12）。

また、研究指導計画書の作成・実施・振り返りにあたっては、指導教員による集中的な

指導・助言を行い、学修・研究の状況の改善・向上を図っている。研究科・専攻によっては、担当教員一人あたりの学生数が少ない状況を活かし、指導教員だけでなく、有志の教員も含めた複数の教員とともに学生の研究活動を支援している。具体的には、学生の研究計画を教員間で共有・参照することにより、研究の方向性に適合した科目となるよう授業内容を調整している。加えて、修士論文の中間報告において研究の進展状況や今後の方向性を把握し意見交換を行うことで研究指導の改善に努めている。これらにより学生の研究に対する姿勢が積極的になり、教育効果も改善している。

他にも、授業外での学修を活性化するために、研究分野に関連する学会への参加を促し、学生と教員が共同研究者として学会で発表する機会や、論文を執筆する機会を増やしている。

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

学部では、学則第17条において授業科目の単位算定の基準、履修規程第9条及び別表において学科ごとに年次別履修単位数を定め、1年間に履修登録可能な単位数の上限を設定している（資料2-9【ウェブ】、4-15）。なお、卒業延期者や学士入学の場合の1年間の履修可能上限単位数について、適当な数となるよう検討を行っている。研究科では、1年間に履修登録可能な単位数の上限を定めているが、学生が主体的に学ぶ意思がある場合や、資格取得に必要な場合には、指導教員の許可を得たうえで、履修単位数の上限緩和を認める制度を導入している（資料4-37【ウェブ】）。

- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知

シラバスには、DP観点別の到達目標、授業の概要、各回の授業内容・方法及び計画、事前・事後学修の指示、成績評価の方法、DP観点別の評価規準及び尺度等を明示し、学生が履修科目選択時や授業科目受講中に確認できるようにするとともに、量的・質的に適当な学修課題の提示によって事前・事後学修を促進し、主体的に授業を受講するように促している（資料4-17【ウェブ】）。

授業の内容、方法等を変更する等の場合に合わせたシラバスの改訂は、各授業科目担当教員によって、初回講義において授業資料をもとに説明されるとともに、本学標準の学習管理システム(LMS)であるMoodleの授業コースにおいて公開・周知している。

学部では、シラバスを事前に開示し、初回講義において説明するとともに、授業内容がシラバスに沿ったものであったかについて学修に関するアンケートを実施することにより、授業内容とシラバスとの整合性を確保している（資料4-38【ウェブ】）。2023年9月には、学生・教職員FD推進部会（以下「FD部会」という。）を開催し、学修に関するアンケート結果を参照しつつ、授業内容とシラバスの整合性及び事前・事後学修時間の実態について、現状を把握し、今後の改善・向上の方策等について協議した（資料4-39、4-40）。なお、シラバスへの適切な内容の記載及び授業内容とシラバスとの整合性の確保

等の観点から、シラバス記載内容の確認の仕組みについて、教学マネジメント委員会において協議し、2025年度開講科目のシラバスから、入稿時のセルフチェックを導入することとしている（資料 4-41、4-42）。

研究科では、DP 観点別の到達目標、事前・事後学修の指示、成績評価の方法等、シラバスの内容が適切になるよう、担当教員にシラバス作成マニュアルを配布するとともに、シラバスの第三者確認体制を導入している。また、学部と同様に、シラバスを事前に開示し、初回講義において説明するとともに、事前・事後学修の実態について把握できるよう、在学生、修了生アンケートにおいて設問を設定している（資料 4-43、4-44）。事前・事後学修の実態に関する設問を含めたすべての設問の集計結果について、大学院委員会において共有・確認するとともに、各研究科・専攻 FD 委員会においても共有のうえ、改善に向けた取組を依頼している（資料 4-45、4-46）。

- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）

講義では、講義時間中の課題提示や事例問題の活用、講義時間外に取り組む課題の提示等により、学生の主体的な参加及び学生間の対話を促進している。Moodle の活用によって、教員・学生間でオンデマンド型のコミュニケーションを図り、課題に関する相互検討の時間を確保している。また、アクティブ・ラーニングの実施を直接的に目的とした授業ではなくとも、多くの教員が演習科目において体験学習、調査学習、ディスカッション、グループワーク等のアクティブ・ラーニングの要素を多分に含んだ授業を実践している。例えば、商学科及び経営学科では、PBL 型の授業である「ビジネスキャリア形成演習」において、学生の現在の社会人基礎力水準を把握後、能力要素ごとに向上計画（行動計画）を策定し、この行動計画に沿い、学生はグループワークに取り組む。グループワークでは、企業や地方自治体等、組織が抱える課題や問題について、重要な関連性のある情報（データや事実等）を見出し、その課題や問題の根源をつきとめ、解決策を提案している（資料 4-47【ウェブ】）。

- ・学習の進捗と学生の理解度の確認

学習の進捗や学生の理解度については、各授業科目担当教員において小テストやコメント用紙、Moodle の授業用フォーラム等を活用し、確認している。また、学修に関するアンケートにおいて、授業内容や資料等の理解度を確認している（資料 4-38【ウェブ】）。

- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導

学部では、在学生に対しては3月に Moodle を通じて、新入生に対しては4月の新入生オリエンテーション期間において対面で、履修指導を実施している（資料 4-48、4-49）。加えて、これらの資料については、教務課のホームページにおいて公開し、学生が常時確認できるようにしている。また、授業内外の学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うために、講義時間外に取り組む課題を用意することにより、学生に対して事前・事後学修を通じた知識・理解の定着の機会を用意しているほか、大学院修了者・院生・学生をティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）、スチューデント・アシスタン

ト（以下「SA」という。）として雇用し一定の講義に配置し、講義時間における補助や講義時間外の課題の解答の添削を行わせる仕組みを設けることにより、学生に寄り添った学修支援体制を構築している（資料 4-50）。さらに、Moodle を通じて、教材の配布、課題の設定、コミュニケーションの円滑化が図られている。各種テストやレポートを Moodle に集約することで、学生のみならず教員にとっても、より効果的かつ効率的な授業参加が可能となっている（資料 4-51、4-52）。

研究科では、入学前にオリエンテーションを実施し、学生に対して履修に関する情報の提供に努めている。入学式後に開催されるガイダンスにおいて、当該年度に開講される科目のシラバスを提示し、履修指導を行っている（資料 4-53）。また、毎年、研究発表会を行うことにより、大学内外、授業内外の学生たちが相互に刺激を受け、学修の活性化につながっている。

- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
シラバスにおいて、量的・質的に適当な学修課題を提示し、事前・事後学修を促進するとともに、フィードバックの方法を明示して、主体的に授業を受講するように促している。また、学部では、学修に関するアンケートを通じて授業内外における課題の適切性を確認している（資料 4-38【ウェブ】）。
- ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数【学士】
学部では、1 授業あたりの学生数について、専門演習等の科目を除く実験・実習・実技科目は施設・設備等の関係から制限を設けている。また、法令等の規定がある場合等はそれに準拠し、その他では、各学位課程の特性や資格課程における授業内容や到達目標に沿った適切な学生数を設定し、運用している学科もある（資料 4-54）。また、共通科目の英語（実技科目）については、35 名を上限として授業運営を行っている（資料 4-55、4-56）。なお、英語以外の言語についても、35 名を上限とする授業運営を 2025 年度から実施することとしている（資料 4-57、4-58）。
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施【修士】【博士】
研究科では、研究指導の実質化のため、「学位授与基準に関する申し合わせ」に基づいて「学位取得のためのガイドライン（修士、博士）」を運用している。また、この「学位取得のためのガイドライン（修士・博士）」及び「研究指導計画書」を大学院ホームページにおいて掲載し、あらかじめ学生に明示している。「研究指導計画書」については、学生が教員の指導・助言のもと作成して、その内容を学生及び教員にて共有し、研究活動を進めている。各年度末にも、これまでの研究内容を振り返り、論文の構想を固めるために、研究活動の進捗状況に関する「研究指導報告書」を学生が作成し、教員と共有している。これらにより、学生の計画的な学びの実現に向けた取組を実現している（資料 4-37【ウェブ】、4-59【ウェブ】、4-60【ウェブ】）。
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教

育の実施内容・状況の把握等)

教学マネジメント委員会は、各学部・各研究科における教育の実施について、現状の検証及び問題点の抽出を促し、自己点検・評価結果について取りまとめ、全学点検評価委員会へ報告するとともに、内部質保証推進委員会による改善方針の提言に基づく全学点検評価委員会からの助言・指摘、改善指示の提示を受け、教学事項に関する意思決定を行い、各学部・各研究科における改善対応に関する助言や支援を行っている。

以上のとおり、学生の授業内外の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じ、学修成果を学生が修得できるよう配慮している。

点検・評価項目5：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点①：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点②：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

<成績評価及び単位認定を適切に行うための措置>

・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定

学部では、学則第 17、24～26 条において授業科目の単位算定の基準を定め、1 単位に対して必要な授業時間を示すとともに、履修規程第 30～40 条において試験及び成績について定め、各授業科目のシラバスにおいて事前・事後学修の方法及び時間を明示することで、単位制度の趣旨に基づき単位を認定している（資料 2-9【ウェブ】、4-15、4-17【ウェブ】）。

同様に、研究科では、学則による授業科目の単位認定の基準に準じ、研究科規則第 6 条において試験及び成績について定め、各授業科目のシラバスにおいて事前・事後学修の方法及び時間を明示することで、単位制度の趣旨に基づき単位を認定している（資料 2-10【ウェブ】、4-16【ウェブ】、4-17【ウェブ】）。

・ 既修得単位等の適切な認定

学部では、転・編入学者等の単位換算について、「転入学生等の既修得単位の認定について」に基づき適切に認定している（資料 4-61）。また、留学先で修得した既修得単位について、「海外派遣留学生及び内規適用私費留学生単位換算基準」に基づき適切に設定している（資料 4-62、4-63）。

研究科では、留学先での既修得単位について、外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規に基づき適切に認定している（資料 4-64）。また、内部質保証推進委員会の助言・指摘に対応して、2024 年 4 月 1 日からリカレント教育を支援するために、本学大学院に入学する前に修得した単位を本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす既修得単位の認定制度を制定し運用している（資料 4-65～4-68）。

・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

学部では、学則第 17、24～26 条及び履修規程第 30～40 条にて定められた方法・基準に則り、各学位課程の特性や授業科目の性質に応じた方法を採用し、厳正かつ適正な成績評価・単位認定を実施している（資料 2-9【ウェブ】、4-15、4-17【ウェブ】）。成績評価にあたっては、シラバスに DP 観点別評価基準及び尺度、DP 寄与率を明記することにより、成績評価の際の判定基準の精緻化と客観性を高めていく仕組みを導入している。また、複数のクラスを開講する同一科目（共通科目教養科目を除く）においては、到達目標と成績評価の基準及び尺度の共通化を全学的に推進し、科目同一性を担保している（資料 4-69、4-70）。成績評価の訂正には、教授会の承認を必要とし、成績評価の厳格性を担保している。

研究科では、DP の内容に沿った成績評価基準により学生一人ひとりの評定を、客観的、厳格、かつ公正に決定する仕組みを構築するため、コモン・ルーブリックを作成し、DP 観点別評価を運用している（資料 4-71～4-73）。研究科全体として、授業科目の性質（例：コースワーク科目とリサーチワーク科目の違い）に配慮しながら、DP 寄与率に対する全体の方針を決定しており、授業科目の性質にふさわしい方法及び基準を用いて、厳正かつ適切な成績評価に基づいた単位認定を行っている。

・卒業・修了要件の明示

学部では、各学位課程の特性に応じ、学則第 6、15～27 条、履修規程第 2、5、12、30～40 条、西南学院大学規程第 50、55 条に定める内容を卒業要件としている（資料 2-9【ウェブ】、4-15、4-74）。また、学生便覧において、卒業要件の内容を明示・公表している。

研究科では、各学位課程の特性に応じ、大学院学則第 9、10、12～15、39～44 条、研究科規則第 2～7 条に定める内容を修了要件としている（資料 2-10【ウェブ】、4-16【ウェブ】）。また、大学院学生便覧及び大学院ホームページにおいて、修了要件の内容を明示・公表している。

・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

学部では、大学及び各学科のアセスメント・ポリシーを策定し、成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールに関する基盤整備を行っている（資料 4-75【ウェブ】）。成績評価については、履修規程において、成績評語及び評語の水準等、グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）をそれぞれ規定化している（資料 4-15）。また、各授業科目の到達目標と DP との関連性の担保の観点から、DP の精査の必要性について認識を共有するとともに、DP 観点別評価を実施している（資料 4-76）。

研究科では、成績評価及び単位認定に関わる研究科全体としてのルールとして、コモン・ルーブリックを作成し、DP 観点別評価により成績を評価している（資料 4-73）。

教学マネジメント委員会においても、上述のとおり、教学マネジメントガイドラインの事項である「成績評価の適切性（客観性や厳格性等の担保）に係る考え方の策定」について、成績標語の定義の再確認や、成績標語の分布の考え方、DP 観点別評価のさらなる精緻化について協議しており、成績評価及び単位認定に係る全学的なルールを策定で

きるよう、2023年度から検討を進めている（資料 4-29、4-77、4-78）。なお、これらの検討・協議を踏まえ、2025年度以降の具体的な施策として、学部における「成績評価の適切性（客観性や厳格性等の担保）に係る考え方」を承認した（資料 4-79、4-80）。

このように教学マネジメント委員会は、各学部・各研究科における成績評価及び単位認定について、現状の検証及び問題点の抽出を促し、自己点検・評価結果及び今後の予定について取りまとめ、全学点検評価委員会へ報告するとともに、内部質保証推進委員会からの改善方針の提言を受け、教学事項に関する意思決定を行い、各学部・各研究科における改善対応に関する助言や支援を行っている。

<学位授与を適切に行うための措置>

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表

学部では、「卒業論文」を開設している各学科において、各学位課程の特性に応じ、卒業論文審査基準を定め、学生便覧において明示・公開している（資料 4-3）。

研究科では、「学位授与基準に関する申し合わせ」において論文の審査基準を定めており、「学位取得のためのガイドライン（修士、博士）」においても具体的な学位論文審査基準を明記している。この内容は学生、教員に明示されており、大学院ホームページを通して外部にも公表されている（資料 4-59【ウェブ】、4-60【ウェブ】）。

- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

学部では、学則第 6、15～27 条及び履修規程第 2、5、12、30～40 条に基づき単位を厳格に認定し、全専任教員が参加する教授会において資料に基づき卒業判定を行い、恣意性を排除した明確な手続と体制のもと学位授与判定を行っている。その学位授与の判定基準（卒業要件）については学生便覧等にて公開している（資料 2-9【ウェブ】、4-15）。例えば、神学科では、学位授与の判定基準（卒業要件）を、「学生は、本学則及び別に定める履修規程に従って、在学期間中に所定の授業科目を履修し、その試験に合格し、128 単位以上を修得しなければならない。」と学則に明示しており、これに基づき作成された卒業判定資料を全専任教員にて確認・審議し、学位授与判定を行っている。

研究科では、大学院学則第 9、10、12～15、39～44 条、学位規則第 4～20 条及び研究科規則第 2～7 条に基づき、単位を厳格に認定し、研究科委員会において資料に基づき修了判定を行い、恣意性を排除した明確な手続と体制のもと厳格に修了認定を行っている（資料 2-10【ウェブ】、4-16【ウェブ】、4-81、4-82【ウェブ】）。例えば、法学研究科博士前期・修士課程では、修士学位論文中間報告として論文構想を公表し、指導教員の許可を得て修士論文提出後、研究科委員会によって選出された主査 1 名及び副査 2 名以上の審査委員により、口述試問が行われる。審査委員は研究科委員会に可否の提案とその理由を記した審査結果報告書を提出し、研究科委員会は審査委員からの報告をもとに、審議のうえ可否を決定する。研究科委員会で合格と認められた者には、修士学位が授与される（資料 4-59【ウェブ】）。また、学位論文審査委員会の委員長については、専門性

の観点から主査が委員長になることを容認するが、その一方で、審査委員会の妥当性については各研究科・専攻委員会において厳格な審議において承認をとることとしている（資料 4-83、4-84）。

・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

学位授与に関わる全学的なルールとして、学部では、学則第 6 条において卒業判定に責任を持つ体制、第 15～27 条及び履修規程第 2、5、12、30～40 条において学位授与の判定基準（卒業要件）を定めている（資料 2-9【ウェブ】、4-15）。

研究科では、大学院学則第 39～44 条において学位授与に責任を持つ体制、第 9、10、12～15 条及び学位規則第 4～20 条並びに研究科規則第 2～7 条において学位授与の判定基準を定めている（資料 2-10【ウェブ】、4-16【ウェブ】、4-81）。また、「学位授与基準に関する申し合わせ」を定めて、修士、博士の学位取得のためのガイドラインを運用している（資料 4-59【ウェブ】、4-60【ウェブ】）。

教学マネジメント委員会は、各学部・各研究科における学位授与について、現状の検証及び問題点の抽出を促し、自己点検・評価結果について取りまとめ、全学点検評価委員会へ報告するとともに、内部質保証推進委員会からの改善方針の提言を受け、教学事項に関する意思決定を行い、各学部・各研究科における改善対応に関する助言や支援を行っている。これまでの改善方針の提言として、学位授与に関連し、学部における論文審査基準の明文化が指摘され、卒業論文を学則において規定している学部・学科にあつては、学生便覧において、卒業論文審査基準及び評価方法を明記していることを確認した（資料 4-85、4-86）。

以上のとおり、授業科目の性質等にふさわしい方法・基準を用い、厳格かつ適正に成績評価・単位認定を行い、明確な手続と体制によって学位授与は行われている。

点検・評価項目6：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点①：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
評価の視点②：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・ アセスメント・テスト ・ ルーブリックを活用した測定 ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査 ・ 卒業生、就職先への意見聴取
評価の視点③：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

＜各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定＞

学部では、大学及び各学科のアセスメント・ポリシーを策定し、アセスメントマップに示す各種調査等を用いて、DPに示した学生の学修成果を適切に把握及び評価にしている

(資料4-75【ウェブ】)。主な指標は、外部機関作成の資質・能力アセスメントテスト、基幹調査(入学時・在学時・卒業時)、学修に関するアンケートといった間接評価に加え、成績評価(GPA)、DP観点別評価、課題別ルーブリック、卒業論文・卒業研究や英語プレースメントテストといった直接評価によるものが挙げられる(資料4-75【ウェブ】)。

各学科では、当該学位課程の分野の特性に応じた指標を設定している。例えば、児童教育学科では「履修カルテ」を導入し、年次終了時に履修科目や設定された指標に対して学生が自己評価を行っている(資料4-87)。社会福祉学科では、「ソーシャルワーク実習」において自己評価シート及び評価シートを導入し、実習の最終段階において、態度、知識及び技術等をどのくらい身に付けることができたかについての自己評価と実習機関・施設による評価を導入している(資料4-88、4-89)。また、心理学科では、公認心理師法第7条第3号に基づく受験資格認定に沿い、公認心理師となるために大学等で修めるべき科目や公認心理師のカリキュラムの到達目標を充足している。これにより、専門的な職業との関連性が強い学修成果を測定するための指標として、公認心理師受験資格に必要な能力の修得状況を適切に把握できている(資料4-90)。

研究科では、大学院アセスメント・ポリシーに基づいてアンケートや学生の成績評価等のデータを収集している(資料4-91)。

例えば、人間科学研究科臨床心理学専攻では、専門的な職業である臨床心理士及び公認心理師の受験資格に関わる授業科目において、法令に準拠した資格課程における学修成果の指標に沿い、担当教員及び学外の実習先の実習指導者がそれぞれ評価している(資料4-92)。こうした学修成果は、各学位課程の特性を踏まえつつ、各研究科・専攻において把握している。今後、各学位課程の専門分野の性質、学生に求める学修成果の内容に応じた学修成果を測定するための評価指標の導入について、コモン・ルーブリックの結果や、GPAの把握を通じて、大学院全体として検討することとしている。

＜学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発＞

学部では、DPに明示した学生の学修成果を把握及び評価するための方法として、全学的に実施する授業科目 DP 観点別評価を運用している（資料 4-76）。これは、カリキュラムマップによって、DP と各授業科目の関係性を明確にし、各授業科目における成績評価の結果、DP に明示した学修成果の達成度を測定可能とするものである。また、基幹調査においても、DP に明示した学修成果について、自身でその到達状況を振り返る設問を設け、達成度を測定可能としている（資料 4-93、4-94）。加えて、各種学修成果の体系的な選択、学修過程を含めた到達度の評価、次に取り組むべき課題の発見によって自己省察を行い、自律的な学修をより深化させることを目的に、学修ポートフォリオを運用している（資料 4-95【ウェブ】）。これにより、学生は、学修過程及び各種学修成果（例えば、目標、学修時間サマリ、振り返りサマリ、成績サマリ等）を長期にわたって収集し、記録することができる。

研究科では、各学位課程の特性に応じ、研究発表、筆記による客観テスト、論文構想発表会等といった学修成果の把握と評価の手段をとっている。また、全研究科の取組として、DP に明示した学生の学修成果を把握及び評価するための方法である、DP の 3 つのカテゴリーと関連させた大学院コモン・ルーブリックを導入している。加えて、在学生、修了生に対するアンケートについて、DP に明示する学修成果としての資質・能力が身についたかどうかを確認する設問を設定している（資料 4-43、4-44）。

＜学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり＞

教学マネジメント委員会は、各学部・各研究科における学修成果の測定、把握及び評価について、現状の検証及び問題点の抽出を促し、自己点検・評価結果について取りまとめ、全学点検評価委員会へ報告するとともに、内部質保証推進委員会からの改善方針の提言を受け、教学事項に関する意思決定を行い、各学部・各研究科における改善対応に関する助言や支援を行っている。

学部では、各学位課程の専門分野の性質や、学生に求める学修成果の内容に応じ、学修成果を測定するための評価指標を盛り込んだ大学及び各学科のアセスメント・ポリシー及びアセスメントマップを策定している（資料 4-75【ウェブ】）。これにより、各学科はアセスメント・ポリシーに定める主な授業科目における学修到達度を把握・評価するとともに、アセスメントマップに記された各種調査法の結果を用いて、IR を組み込みながら学修成果を多角的に把握・測定している。アセスメントマップに記載している各調査法については、各センター・委員会が所管し、各事務局の支援のもと、調査を実施し、集計、評価及び分析を行っている。さらに、教学マネジメント委員会が主導し、教学事項に係る内部質保証サイクルの構築を提示した（資料 4-96）。これは、教育課程レベル、授業科目レベルの改善に繋げるため、各種調査結果・学修成果を踏まえた自己点検・評価、FD 活動を行う PDCA のサイクル及びスケジュールのことである。

研究科では、学生の学修成果を把握した結果を大学として評価し、教育改善等に活用するため、大学院 FD 委員会及び大学院委員会において、在学生、修了生に対するアンケート結果の集計及び情報の共有を行い、留意点については各研究科・専攻 FD 委員会にて協

議を行うようにしている（資料 4-45、4-46）。さらに、アセスメント・ポリシーの実質化を図るため、大学院の教学事項に係る内部質保証サイクルを明示し、各調査結果とその活用に関し、研究科・専攻において必要となるデータや資料、検討したい事項等について大学院 FD 委員会を中心に継続して協議を進めている（資料 4-97、4-98）。

以上のとおり、DP に明示した学修成果の内容に沿った指標・方法を用いて学修成果の把握を行い、学修成果を把握するとともに、大学としてその結果を把握・評価し、教育改善に活用する体制を整えている。

点検・評価項目 7：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>

本学では、内部質保証に関する規程、自己点検・評価規程及び自己点検・評価規程細則に基づき、毎年「自己点検・評価実施要領」を作成し、定期的に教育課程及びその内容、方法の適切性を検証している（資料 2-3【ウェブ】～2-5【ウェブ】）。

2023 年度においては、各部局が「自己点検・評価実施要領」に基づき自己点検・評価シートの基準 4（教育課程・学習成果）の点検・評価項目に沿って、根拠資料をもとに自己点検・評価を実施した（資料 2-2）。続いて教学マネジメント委員会が自己点検・評価シートの内容を検証した上で自己点検・評価報告書を作成し、これらに対する全学点検評価委員会の検証結果をもとに、内部質保証推進委員会が基準 4（教育課程・学習成果）について 8 件の提言を策定した（資料 2-23、2-26、2-29、2-31、2-143、4-25）。全学点検評価委員会は、内部質保証推進委員会から受けた提言について審議し、教学マネジメント委員会を通じて各部局に助言・指摘を行った（資料 2-32～2-34）。助言・指摘を受けた各部局は改善活動に取り組み、改善状況については、教学マネジメント委員会及び全学点検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会に報告し、進捗を管理している（資料 2-38、2-41、2-42、2-66、4-26、4-99）。

・学習成果の測定結果の適切な活用

学部では、各授業科目の担当教員が学修成果の測定結果等をもとに、当該授業科目の内容及び方法について点検を行うとともに、教育の実施主体である各学部の自己点検・評価委員会及び教授会や各学科協議会において、教育課程及びその内容、方法について、自己点検・評価を行っている。例えば、間接評価指標及び直接評価指標を用いて測定した学修成果を、次のとおり活用している。

間接評価指標の測定結果の活用として、3 年次生を対象に実施した外部機関作成の資質・能力に関するアセスメントテストの結果を、教学マネジメント委員会において全学的に共有し、学生の学修成果及び傾向を把握した（資料 4-100、4-101）。また、入学時調査及び卒業時調査の結果は、部長会議を通じて各学部教授会において共有し、学生の学修実態、学修成果及び傾向の把握に努めている。なお、2024 年度以降は、入学時調査及び卒業時調査に加え、在学時調査も含めた 3 つの調査を基幹調査とし、入学から卒業までの学習到達状況等の結果を教学マネジメント委員会及び部長会議、課長会議を通じて報告し、各学部・センター・事務局へ共有している（資料 4-102）。

直接評価指標の測定結果の活用として、1 年次当初に実施する英語プレイスメントテストの結果は、授業科目である「英語」の能力別クラス編成の基礎資料とするとともに、能力に応じた内容・方法を用いて授業を行い、本学が定める達成水準に到達するように

している。

今後は、DP 観点別評価結果及び課題別ルーブリックの直接評価指標等によって、学修成果の測定を精緻化するとともに、教育課程、教育内容及び方法の改善に適切に活用する予定である。例えば、各授業科目における DP 観点別評価結果の集計によって、DP に明示している学修成果としての資質・能力の育成状況が可視化され、4 つのカテゴリーの資質・能力のいずれかの育成状況が芳しくないと判断されうる場合、当該資質・能力の育成のための教育課程の点検・改善（DP 及び CP に基づく授業科目の再配置や、授業科目の内容や到達目標の再確認等）を実施するといったことが可能となる。なお、DP 観点別評価を行っている成果として、具体的には、主に次の4点が挙げられる。

- ①授業科目を通しての学修成果について、DP の4カテゴリーに照らし、把握することが可能となった。
- ②授業科目を通しての学修成果について、成績評語や GPA に加え、DP 観点別評価結果を可視化することが可能となった（資料 4-103）。
- ③DP 観点別評価の導入に伴い、観点ごとの評価尺度等に応じた多様な評価方法の開発・実施の基盤が整備された。
- ④同一科目で複数クラスを開講する際の担当教員間やオムニバス科目における担当教員間において、成績評価における観点や水準の共有・確認が行いやすくなり、成績評価の厳格化・適正化に向けての取り組み（学修内容の平準化、成績評価指標の統一、評価内容の共有等）が生まれた（資料 4-104【ウェブ】～4-107【ウェブ】）。

また、アセスメントマップに掲載している学修成果の情報を確実に蓄積していくと同時に、学修成果の適切な把握・測定及び改善・向上への活用について、アセスメント・ポリシーの実質化を図ることが肝要となってくる。アセスメント・ポリシーを実質化し、教育課程の点検・改善を実現する教学事項の内部質保証サイクルを構築するため、「教学 IR 定型レポート」を用いている（資料 4-96、4-108、4-109）。この「教学 IR 定型レポート」とは、アセスメント・ポリシーに記された調査法により得られる各種結果を、IR を通じて統計的に集計・分析し、いくつかのパターンに定型化した統計資料である。

研究科では、大学院点検評価委員会において、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を実施しているほか、内容によって、大学院委員会及び大学院 FD 委員会においても協議を行っている。例えば、在学生・修了生アンケートを実施し、その結果を大学院委員会及び各研究科・専攻の FD 委員会に共有している（資料 4-43～4-45）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

学部では、上述のとおり、アセスメント・ポリシーを実質化し、教育課程の点検・改善を実現する教学事項に係る内部質保証サイクルを構築するため、「教学 IR 定型レポート」を導入している。2023 年度においては、試行的に 2 学部 3 学科の教育活動に関する「教学 IR 定型レポート」を作成し、各学部の FD 委員会において協議した（資料 4-108～4-111）。なお、2024 年度においては、この試行を踏まえ、全学部全学科に「教学 IR 定型レポート」を導入し、教学事項に係る内部質保証サイクルの確立に努めている（資料 4-112～4-115）。

研究科では、上述のとおり、大学院点検評価委員会を中心に、教育課程の点検・評価を行っている。2023 年度において、在学生・修了生アンケートや、入試結果、学生の単位

修得状況や成績評価等、学修成果に関するアセスメントやその結果を把握し、活用に資するよう、大学院の教学事項に係る内部質保証サイクルの構築を提示し、教育活動における一つの改善事項となった(資料 4-97、4-98)。これにより、今後、より一層、大学院全体及び各研究科・専攻の自己点検・評価委員会において自己点検・評価を行い、毎年度末に問題点を確認して、次年度の改善、改革を推進できる体制の確立が促進されることとなる。

以上のとおり、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている。

2. 長所・特色

教学マネジメント委員会のもと、本学の教育の構想・立案、運用、検証及び改善のプロセスが円滑に機能するように各種活動を展開している点が、本学の長所・特色である。

学部では、2019年度から2022年度まで、教学マネジメント委員会の下部に、教育課程見直し検討委員会を設置し、「教育課程編成の考え方」として、「学修者本位のカリキュラム」及び「責任をもって授業科目を提供するカリキュラム」を掲げ、学生が「何を学び、身に付けることができるのか」という観点から、集中的かつ全学的に教育課程の見直しを進め、2023年度に新しい教育課程を施行した。

今後は、学修成果を踏まえた学生への履修・相談指導の改善及び教育内容・方法の改善等の実施が課題となっているが、教育の構想・立案及び運用並びに検証・改善といった教学マネジメントの基本的考え方及び実施手順を教学マネジメントガイドラインにまとめて、教学改革を継続して実施するための基盤が強化されたことは、長所・特色として提示できる内容だと評価している。

この結果、教育課程及びその内容、方法について、従来各学部独自に進められていた点検・改善のみではなく、学部全体として共通した情報や認識のもと点検・改善を進めることが可能となり、三つのポリシーの検証と再設定、各学部でのカリキュラムマップを用いた各授業科目において育成する資質・能力の明示、カリキュラムツリー、履修モデル及びナンバリングを用いた授業科目の精選及び教育課程の順次性及び体系性の確保等が可能となっている。

また、アセスメント・ポリシー及びアセスメントマップを作成するとともに、DP観点別評価及び基幹調査を導入し、学修ポートフォリオにおいて学生の能力の伸長を可視化して示す仕組みを構築した。これらの学修成果を活用する教学事項の内部質保証サイクルの構築も開始できている。

研究科では、教学マネジメント委員会とも連携し、大学院委員会及び大学院FD委員会を中心となって教学改革を進めている。教育の構想・立案及び運用並びに検証・改善といった教学マネジメントの基本的な考え方を背景に、大学院全体として、教学改革を継続して実施するための基盤が強化された結果、研究科全体として、アセスメント・ポリシーの策定、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング及びコモン・ルーブリックの導入、シラバスの第三者確認体制を構築できた。さらに、大学院FD委員会を中心に各研究科・専攻が一体となって、学修成果に基づく教学事項の内部質保証サイクル等を踏まえた教育活動の改善・向上に取り組むため、教学マネジメント委員会との連携により、大学全体との一貫性を保持しつつ教学改革を実施している。

3. 問題点

学部では、教育課程レベル、授業科目レベルの教育内容及び方法の見直しや改善に資するため、各レベルの状況やニーズに応じた分析・評価方法の開発や充実を図り、そこから得られた分析結果等を用いて、自律的に教育改善活動が営まれるといった教学事項の内部質保証サイクルをより実質化させることが課題であると認識している。

研究科では、把握した学修成果の評価を教育改善への活用に結びつける体制として、大学院の教学事項に係る内部質保証サイクルを整備しており、一層の教育改善が見込まれる。

4. 全体のまとめ

理念と目的に基づき、大学または大学院全体の DP のもと、各学科及び各研究科・専攻において、授与する学位ごとに DP を設定しており、修得すべき知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学修成果を明示している。それらの学修成果を修得させるため、DP と関連した CP を定め、学問分野の特性に応じ、順次性及び体系性を考慮した教育課程を編成している。また、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング及び履修モデルの策定によって、学生が到達したい人材像や獲得したい学修成果に応じ、履修計画を効果的に立てることができる体制を整備している。

学部では、高校から大学への教育を円滑に進めるため、高大接続の観点から推薦入試等の年内入試合格者に対して、入学前に各専門分野に応じた課題提示や学修講座の受講指示等を行っている。入学後には履修指導の他、基礎演習や入門科目を開設し、各学問分野の基礎的な概念・知識の修得を通じて、専攻科目の本格的な学修が始まる 2 年次へのスムーズな移行を目指している。また、体験学習、調査学習、ディスカッション、グループワーク等のアクティブ・ラーニングの要素を多分に含んだ授業を実践し、学生の学修の活性化を図っている。

研究科では、各研究科・専攻が開設する科目をコースワーク科目、リサーチワーク科目に分類し、2022 年度から博士後期課程にコースワーク科目（「特別講義」）を設置したことで、すべての学位課程においてコースワークとリサーチワークを組み合わせた適切な教育を展開している。

学部・研究科のいずれにおいても、アセスメント・ポリシーを策定し、学生の学修状況及び学修成果を把握・評価している。今後は、評価の指標や把握の方法についての開発・精査を続けるとともに、学修成果を把握した結果を教育活動の改善のために活用し、より一層、教育課程の向上を進めることが可能である。

教育課程の点検・評価にあたっては、各学部・学科及び各研究科・専攻において、自己点検・評価規程及び自己点検・評価規程細則に基づいた活動を行うとともに、教授会や研究科委員会等の折にも自律的に教育活動・内容を見直し、改善・向上を図っている。そのうえで、教学マネジメント委員会、全学点検評価委員会及び内部質保証推進委員会が関与し、全学的に教育課程、その内容及び方法の適切性について検証している。

以上のことから、学修成果の更なる活用に向けた継続的な検討は求められるものの、教育課程・学習成果については、大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。

第3章 (基準6) 教員・教員組織

1. 現状説明

点検・評価項目1：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点①：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点②：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<大学として求める教員像の設定>

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢に関し、大学全体の大学として求める教員像について、「本学の教員としての能力及び教育に対する姿勢等」を定め、大学全体、各学部・学科及び各研究科において求める教員像を大学ホームページにて公開し、共有している（資料6-1【ウェブ】、6-2【ウェブ】）。

【大学として求める教員像】

- (1) 本学の建学の精神及び大学の教育理念と目的並びに本学が定める「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」を理解し、専門分野での継続した研究実績又は実務上の業績を背景として学生への適切な教授、指導が可能な能力を有している者。
- (2) 「学校法人西南学院倫理綱領」に基づき、本学の教育、研究、社会貢献及び大学運営の諸活動において、目的達成及び使命遂行に倫理観をもって貢献することができる者。

大学全体の「大学として求める教員像」の内容に照らし、各学部等の求める教員像についても、今後、必要に応じ見直しを行う予定である。

例えば、現行の神学部及び法学研究科の求める教員像は次のとおりである。

【神学部】

神学部が育成する人間像及び神学部が定める各種方針への理解と、聖書、キリスト教思想・哲学・芸術分野での継続した研究実績を背景として、学生への適切な教授、指導が可能な能力を有していること。

【法学研究科】

法学及び政治学の専門分野での継続した研究実績を背景として、基礎法学、国内実定法学、国際関係法学及び政治学の各分野において、精深な学識をもって創造的学術研究を担う卓越した研究能力と教育ニーズに応え得る確かな教育能力を備えた研究者の育成と、今後の知識社会の基盤を担う人権感覚と批判精神に富んだ知的人材を養成するための適切な教授、指導が可能な能力を有していること。

<各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示>

大学全体、各学部・学科及び各研究科・専攻の教員組織の編制方針を定めている。同方針には、各学位課程の教育研究の目的を踏まえた人材育成や、学生の関心・ニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制することを明示し、大学ホームページにおいて公開し、共有している（資料 6-1【ウェブ】）。なお、求める教員の在り方、教員の分野構成、各教員の役割・責任、連携のあり方及び教育研究に係る責任所在等については、教員組織の編制方針において、内容が不十分であったため、2022 年度に、大学全体の教員組織の編制方針を見直した。また、その際、各学部・学科及び各研究科・専攻の教員組織の編制方針については、継続して見直す必要がある旨、全学的に認識を共有している（資料 4-27～4-29、6-3、6-4）。

例えば、現行の神学部及び法学研究科の教員組織の編制方針は以下のとおりである。

【神学部】

キリスト教界の指導者、教会の伝道者・牧師などの専門職業人、ならびにキリスト教精神を基盤として社会に貢献する人の育成と、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。

【法学研究科】

精深な学識をもって創造的学術研究を担う卓越した研究能力と教育ニーズに応え得る確かな教育能力を備えた研究者、及び人権感覚と批判精神に富んだ知的人材の育成と、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。

以上のとおり、大学として求める教員像及び教員組織の編制方針については、大学及び各学部・各研究科において定めている。今後、体系的・効果的な教育や、理念・目的に沿って教育研究等の諸活動を行っていく観点から妥当であるかを確認し、求める教員の在り方、教員の分野構成、各教員の役割・責任、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等を明確にする必要がある。

点検・評価項目2：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点①：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
評価の視点②：適切な教員組織編制のための措置 <ul style="list-style-type: none">・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性・各学位課程の目的に即した教員配置・国際性、男女比・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮・教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置・教員の授業担当負担への適切な配慮・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携
評価の視点③：指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）
評価の視点④：教養教育の運営体制

<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

各学部・各研究科において、大学設置基準及び大学院設置基準の定める必要専任教員数及び必要教授数を充足し、各学位課程の教育研究活動の成果を上げるために十分な教員組織としている（大学基礎データ表1）。例えば、神学部の専任教員数は8名、うち教授は5名である。

<適切な教員組織編制のための措置>

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）

各学位課程において、教員組織の編制方針に基づき、当該課程の教育・研究の目的を達成するため、特定の年齢や性別に偏ることなく適切に教員を配置し、さらに、各学位課程特有の目的に応じ、国際性を考慮している（大学基礎データ表1、表4、表5）。例えば、学士課程においては、教員の年齢構成は、どの世代にも満遍なく教員が配置され、適切に教員組織が編制されている。国際性については、学位課程の特性に応じ、欧米やアジア圏等多岐にわたる国々出身の専任教員を配置し、15.7%を外国籍教員が占めるとともに、男女比については、27.6%を女性教員が占めており、毎年度の人事計画において、年齢及び国際性並びに男女比を考慮している。今後、現状の教員組織やこれまでの経緯を踏まえながら、教員組織編制の考え方を整理のうえ、明文化する必要がある。

さらに、各学位課程の専門分野において、例えば学士課程における導入部門や応用、

研究部門といった、教育上主要となる授業科目については、各教員の専門分野を考慮し、専任教員のうち主に教授または准教授が担当するよう、調整している。また、兼任教員が担当する場合も、専任教員が責任をもって関与している（大学基礎データ表 4、資料 4-3）。上述のように、各学位課程の教員組織について、教育研究上の必要性を踏まえ、教育と研究の成果を上げるうえで十分な教員で構成している。

- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

研究科の開設科目は、各研究科の教員組織の編制方針及び西南学院大学大学院担当教員資格審査内規（以下「大学院担当教員資格審査内規」という。）に基づき、担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められるか、教育・研究業績等を確認し、適切な資格審査に適合した学部所属の教員が担当している（資料 6-5、6-6、6-7）。

この結果、大学院設置基準を満たすよう、適正に教員配置を行うとともに、教育研究上の必要性を踏まえた教員組織を編制している。

- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

教員の担当時間については、西南学院大学担当時間に関する規程において定めるとともに、授業科目数や学生数に応じた開講クラス数を踏まえ、適切に配慮している（資料 6-8）。

- ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携

教員と職員の役割分担及びそれぞれの責任は、西南学院大学規程第 4 条及び 7 条において明確にされており、「教授、准教授及び講師は、学生の教育の任に当たるとともに、研究に従事するとし、職員は、事務を掌る」と定めている（資料 4-74）。教員と職員の職務については、西南学院本部規程、西南学院大学規程及び西南学院本部・大学事務分掌規程に定めており、それぞれの役割や責任を明確にしている（資料 6-9、6-10）。大学付属機関の運営委員会は教員及び職員の両方で構成され、また、当該機関を所管する事務組織を明確にすることで、教職員が協力し合いながら各機関の円滑な管理・運営に努めている。例えば、教育活動の一連のプロセス（過程）のマネジメント（管理及び運営）を通じ教育活動の内部質保証を推進し、本学の教育理念及び目的の実現に資することを目的として設置している教学マネジメント委員会は、教員及び職員によって構成され、教職協働・連携を実現している（資料 2-6【ウェブ】）。

<指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）>

本学では、指導補助者を活用する場合の体制に関し、西南学院学生アシスタントに関する規程及び「西南学院大学 SA・TA ハンドブック」を定めている（資料 6-11、6-12）。これらにおいて、学生が教育的補助業務に従事する際の資格要件や役割を定めている。資格要件としては、業務に係る授業科目又は当該授業科目と密接な関連のある授業科目等において優秀な成績を修めている者や、研究科における研究状況が良好である者等としている。

また、業務としては、レジユメの作り方、レポートの書き方、資料調査及び収集、ゼミ発表及びプレゼンテーション等に関する指導や、ディベート、グループ学習等の支援、実験及び実習の補助等を、その役割としている。

<教養教育の運営体制>

学士課程の教養教育は、共通教育という名称で設定し、基幹科目と教養科目の大区分を設け、基幹科目のなかにライフデザイン領域科目及びリテラシー領域科目、教養科目のなかに人文科学、社会科学、自然科学及び超域科学を区分して授業科目を配置し、各学部・学科、キャリアセンター、言語教育センター、情報処理センター、ラーニングサポートセンター及び体育館が運営している（資料 4-3）。なお、教養科目については、2025 年度から Global Liberal Arts の部門を設置する（資料 4-23、4-24）。科目提供元の各学部・学科及びセンターが、科目の趣旨及び開講クラス数に鑑みて担当教員の調整を行い、兼任教員が授業を担当することもある。

教学マネジメントガイドラインに各学部の共通教育への関与の考え方を策定しており、今後、専任教員と兼任教員の担当クラス数の適正化を図り、授業科目担当教員の調整を行うことを通じて、共通教育の運営体制の実質化に向けた協議を行う予定である（資料 4-29、6-13【ウェブ】）。

以上のとおり、本学の理念・目的及び教員組織の編制方針に基づき、専任教員の専門分野を考慮して主要科目を担当できる教育体制を構成していることから、適切に教員組織を編制している。今後、現状の教員組織やこれまでの経緯を踏まえながら、教員組織編制の考え方を整理のうえ、明文化するとともに、共通教育の運営体制の実質化に向けた協議を行う必要がある。

点検・評価項目3：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点①：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点②：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

＜教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備＞

＜規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施＞

教員の募集、採用、昇任等に関わる基準及び手続は、西南学院大学教員任用基準及び西南学院大学教員任用基準細則に定めている（資料6-14、6-15）。

学部教員の募集、採用については、毎年、当該年度の学部人事計画を学部長が学長に報告し、学長は部長会議の議を経て、常任理事会に付議している。昇任については、学長が学部人事計画を部長会議に報告している。教員の資格については、その身分ごとに業績及び年数を含む経歴の要件を定めるとともに、各学位課程の特性に応じ、各学部・学科において適宜申合せ事項を定めている（資料6-16）。

研究科の担当教員については、大学院担当教員資格審査内規に基づき、学部教員を任用している。

なお、教員の募集、採用、昇任等に際しては、上述の規程に加え、各学位課程の特性に応じ、募集、採用、昇任等のための人事委員会を教授会・研究科委員会とは別途に設置すること、その人事委員会には対象分野以外の分野の教員が関わることを、退任予定者は人事委員会には含めないこと、候補者の教育・研究業績等の資料を人事委員会以外も閲覧可能とすることといった事項によって、公正性及び適正性を担保している（資料6-16）。

以上のとおり、教員の募集、採用、昇任等について、西南学院教員任用基準等に基づき、公正性及び適正性を担保し、適切に実施している。

点検・評価項目 4：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点①：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点②：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

評価の視点③：指導補助者に対する研修の実施

<ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施>

教学マネジメント委員会及び大学院 FD 委員会において、全学的かつ組織的な FD 活動を推進している（資料 2-6【ウェブ】、6-17）。

学部では、全学的なマネジメント体制のなかで、教学改革を継続して実施し、教学事項の内部質保証を実質化するために、教学マネジメント委員会の下に、各学部の学生及び教員の代表各 1 名から構成する FD 部会を設置している（資料 6-18）。FD 部会では、学修に関するアンケート等、本学における教育の質を保証するために授業評価の改善や教育課程に係る取組の適切性に関する事項を取り扱っている（資料 6-18）。

また、教育に関する FD に係る体制、実施方針、実施内容等について一元的に定めた西南学院大学における教育に関するファカルティ・ディベロップメント規程を制定している（資料 6-19）。各学部・学科 FD 委員会では、学部固有の課題に対する協議・検討を行っている（資料 6-20）。

研究科では、大学院 FD 委員会の下、各研究科・専攻の FD 委員会において、教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるための組織的な取組を推進している。FD 委員会の活動については、西南学院大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程を制定しており、大学院として一体的に FD 活動を推進する体制を確立している（資料 6-17）。

上述の FD 活動に加え、全学的かつ組織的な FD 活動として、時事の情勢に応じた主題を取り扱い、本学の教育・研究について情報共有と意見交換を行う西南フォーラムを毎年度実施している（資料 6-21～29）。また、宗教部によるファカルティ・リトリートについても、取り扱うテーマに応じ、FD 活動の機会としている。2023 年度第 53 回ファカルティ・リトリートでは、建学の精神を踏まえた教育及び学生生活の両面を含んだ学生支援のあり方を問い、意見交換の場を持つ内容であり、教育活動や教育能力の改善・向上に資する取組としての側面も持ち合わせていることから、宗教部と教学マネジメント委員会の共催とした（資料 6-30）。

また、研究マネジメント委員会において、西南学院大学研究活動及び社会活動に関するファカルティ・ディベロップメント規程を制定し、教員の研究及び社会（貢献）活動の業績一覧を更新し、業績の状況に応じて、教員への聞き取り調査を実施している（資料 6-31～6-36）。なお、この聞き取り調査の結果については、研究マネジメント委員会でも共有している（資料 6-37、6-38）。そのほか、研究活動、社会活動を活性化する取組として、「本学の共同研究・社会連携の活性化を考える～学内グッドプラクティスの共有」と題する研究活動・社会活動に関する FD セミナーを開催している（資料 6-39～6-43）。なお、2024 年度においては、西南フォーラムとして、研究活動・社会活動に関する全学

的なFD活動を実施することとしている（資料6-44、6-45）。

<教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用>

教員の教育活動、研究活動及び社会（貢献）活動の業績を適切に把握し、把握した業績を活性化の取組に反映することを目的として、教員の業績評価に関する申合せを制定している（資料6-46）。教員の教育活動に関する評価としては、毎年度前後期に実施している、学生による学修に関するアンケートが挙げられる。学修に関するアンケートは、学生・教員双方が学修や授業について振り返り、その実態を把握することで授業科目の内容及び方法等の改善に役立てるとともに、その結果を組織的に活用することでFD活動を促進し、ひいては本学の教育の質の向上を図り、また、その質を保証することを目的としている（資料4-38【ウェブ】）。なお、2024年度においては、教員の教育活動の業績把握及びその活用に関する実施要領を制定し、教育活動の活性化を図る取り組みとして、「教育活動に関するアンケート」の実施を開始している（資料6-47、6-48）。

教員の研究活動及び社会貢献等は、「学術研究所報」から、各教員の5年分の業績を抽出した。「学術研究所報」には、学内論集で発表された論文その他、学外で発表された著書・論文その他、社会における活動、学会における研究発表、学位授与及び研究賞受賞実績が掲載されており、それら業績を抽出し一覧表を作成した。各学部学科において、その一覧表を参照しつつ現状を検証し、改善方策を求めた（資料6-49～6-51）。なお、検討及び協議結果、研究業績の評価指標を策定し、研究活動の現状を把握するための一つの基準として取り扱うこととしている（資料6-52、6-53）。

教員の研究活動及び社会貢献等の実績は、大学ホームページにおいても公表している。また、学部ごとに論集を発行しており、各教員の研究活動を把握することができる。加えて、教員の業績評価については、西南学院大学研究等に対する表彰規程によって、博士号取得や外部機関等より表彰を受賞した場合に、本学においてもその功績を称える制度を設けており、2023年度は3名の教員を表彰した（資料6-54）。

さらに、パートナーシップ・プログラムや福岡未来創造プラットフォーム、地域・自治体・企業や大学・小学校・中学校・高等学校との連携、公開講座を通じ、本学教員の研究活動及び社会活動を公表している（資料6-55【ウェブ】、6-56【ウェブ】）。

<指導補助者に対する研修の実施>

各取組の目的や内容の理解を促進するため、SA及びTAが雇用されており、取組ごとに、受講学生の需要や、教育活動の一端を担う者としての職務内容を踏まえた研修を実施している（資料6-11、6-12、6-57）。例えば、教育課程内における当該授業科目の位置付け、授業内容の概要、到達目標の内容、課題内容や回数の概要といった授業科目に関する内容に加え、SA・TAとしての姿勢や態度といった教育活動の一端を担う者に関する内容について、教職員が学生に教授している。また、「西南学院大学SA・TAハンドブック」を刊行し、その中でSA及びTAに求める資質や能力、心構え等を定めている（資料6-12）。

以上のとおり、FD活動を組織的かつ多面的に実施することで、教員の各種活動の活性化や資質向上につなげている。

点検・評価項目 5：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>

本学では、内部質保証に関する規程、自己点検・評価規程及び自己点検・評価規程細則に基づき、毎年「自己点検・評価実施要領」を作成し、定期的に教員組織の適切性を検証している（資料 2-3【ウェブ】～2-5【ウェブ】）。

2023 年度においては、各部局が「自己点検・評価実施要領」に基づき自己点検・評価シートの基準 6（教員・教員組織）の点検・評価項目に沿って、根拠資料をもとに自己点検・評価を実施した（資料 2-2）。続いて教学マネジメント委員会及び研究マネジメント委員会が自己点検・評価シートの内容を検証した上で教学マネジメント委員会が自己点検・評価報告書を作成し、これらに対する全学点検評価委員会の検証結果をもとに、内部質保証推進委員会が基準 6（教員・教員組織）について 6 件の提言を策定した（資料 2-23、2-26、2-29、2-31、2-143、4-25）。全学点検評価委員会は、内部質保証推進委員会から受けた提言について審議し、教学マネジメント委員会及び研究マネジメント委員会を通じて各部局に助言・指摘を行った（資料 2-32～2-34）。助言・指摘を受けた各部局は改善活動に取り組み、改善状況については、教学マネジメント委員会及び研究マネジメント委員会並びに全学点検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会に報告し、進捗を管理している（資料 2-38、2-41、2-42、2-66、4-26、4-99、6-58、6-59）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

人事計画の立案や教員の採用・昇任等を通じ、各学部教授会及び各学科・専攻協議会並びに各研究科・専攻委員会を中心に、自律的に改善・向上を図っている。例えば、経済学科及び国際経済学科各協議会では、現在の教員組織の年齢構成や国籍等の資料をもとに、人事計画について協議している（資料 6-60、6-61）。

研究科では、各研究科・専攻委員会において、教員組織について点検・評価を実施しているほか、内容によって、大学院委員会及び大学院 FD 委員会においても協議を行っている。

以上のとおり、教員組織の適切性について、根拠に基づき点検・評価を行っており、今後、より精査する教員組織の編制方針や考え方に基づき、実際の編制状況を把握のうえ、定期的に点検・評価する必要がある。

2. 長所・特色

教育活動・研究活動・社会活動等に関する FD 活動において、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会、大学院 FD 委員会は、各学部教授会及び各学科・専攻協議会並びに各研究科・専攻委員会と連携し、全学的かつ組織的に取り組むことができている。例えば、教育に関する FD 活動としては、授業科目の成績評価の在り方、シラバスの改良等に関し協議を行っている。特に、学部では、FD 部会において、教職員だけでなく、学生の代表者も参加し、一体となって、本学における教育の質を保証するための活動を行っている。

3. 問題点

教員組織の編制方針について、各学部・学科及び各研究科・専攻において、求める教員像と併せて定めているが、分野構成や各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等について検討し、策定する必要がある。

教養教育の運営体制については、教学マネジメントガイドラインに基づき、共通教育への関与の考え方を実質化するための継続的な協議が必要である。

4. 全体のまとめ

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や教員組織の編制方針を定めている。教員組織は、各設置基準を満たし、これらに基づき適切に編制している。今後、各学科及び各研究科・専攻の求める教員像、教員組織の編制方針いずれも、教員組織の適切性の向上につながるよう、さらに十分な内容となるよう見直しを進める。

また、教員の募集、採用、昇任等にあたっては、各規程に基づき、公正性、適正性を担保し実施している。

教育活動・研究活動・社会活動等に関する FD 活動にあたっては、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会、大学院 FD 委員会の精力的な活動を通じ、各学部・各研究科において組織的に実施している。

教員・教員組織の点検・評価にあたっては、各学部・学科及び各研究科・専攻において、自己点検・評価規程及び自己点検・評価規程細則に基づいた活動を行うとともに、教授会や研究科委員会等の折にも自律的に教員・教員組織に関する事項を見直し、改善・向上を図っている。そのうえで、教学マネジメント委員会、全学点検評価委員会及び内部質保証推進委員会が関与し、全学的に教員・教員組織の適切性について検証している。

以上のことから、一部に関して継続的な検討が求められるものの、教員・教員組織については、大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。